

## 旭川市議会議録 第3号

○令和7年12月9日（火曜日）	20番 中野 ひろゆき
開議 午前10時00分	21番 えびな 安信
散会 午後 3時39分	22番 高橋 ひでとし
	23番 菅原 篤明
	24番 佐藤 さだお
○出席議員（34名）	25番 石川 厚子
1番 横山 啓一	26番 能登谷 繁
2番 いしかわ まさき	27番 高見 一典
3番 笠井 まなみ	28番 金谷 美奈子
4番 あべ なお	29番 高花 えいこ
5番 中村 みなこ	30番 中村 のりゆき
6番 江川 あや	31番 安田 佳正
7番 上野 和幸	32番 松田 卓也
8番 植木 だいすけ	33番 福居 秀雄
9番 小林 ゆうき	34番 杉山 允孝
10番 駒木 おさみ	
11番 皆川 ゆきたけ	
12番 たけいし よういち	
13番 石川 まさゆき	
14番 沼崎 雅之	
15番 まじま 隆英	
16番 高橋 紀博	
17番 品田 ときえ	
18番 塩尻 英明	
19番 高木 ひろたか	

## ○説明員

市長	今津 寛介
副市長	中村 寧
副市長	菅野 直行
副市長	舛井 正将
総合政策部長	熊谷 好規
行財政改革推進部長	浅利 豪
地域振興部長	三宅 智彦
総務部長	和田 英邦
防災安全部長	内村 充彦
福祉保険部長	川邊 仁
福祉保険部保険制度担当部長	高田 敏和
子育て支援部長	向井 泰子
健康保健部長	山口 亮
環境部長	太田 誠二
農政部長	林 良和
建築部長	岡田 光弘
土木部長	富岡 賢司
教育長	野崎 幸宏
学校教育部長	坂本 考生
水道事業管理者	佐藤 幸輝
監査委員	大鷹 明

## ○事務局出席職員

議会事務局長	稻田 俊幸
議会事務局次長	林上 敦裕
議事調査課長補佐	小川 智之
議事調査課主査	信濃孝美
議事調査課主査	岡本 諭志
議事調査課書記	高橋 理恵
議事調査課会計年度任用職員	河合 理子

## ○会議録署名議員

7番	上野 和幸
23番	菅原 範明

## ○議事日程

日程第 3 議案第 2 号  
日程第 3 議案第 3 号  
日程第 3 議案第 4 号  
日程第 3 議案第 5 号  
日程第 3 議案第 6 号  
日程第 3 議案第 7 号  
日程第 3 議案第 8 号  
日程第 3 議案第 9 号  
日程第 3 議案第 10 号  
日程第 3 議案第 11 号  
日程第 3 議案第 12 号  
日程第 3 議案第 13 号  
日程第 3 議案第 14 号  
日程第 3 議案第 15 号  
日程第 3 議案第 16 号  
日程第 3 議案第 17 号  
日程第 3 議案第 18 号  
日程第 3 議案第 19 号  
日程第 3 議案第 20 号  
日程第 3 議案第 21 号  
日程第 3 議案第 22 号  
日程第 3 議案第 23 号  
日程第 3 議案第 24 号  
日程第 3 議案第 25 号  
日程第 3 議案第 26 号  
日程第 3 議案第 27 号  
日程第 3 議案第 28 号  
日程第 3 議案第 29 号  
日程第 3 議案第 30 号  
日程第 3 議案第 31 号  
日程第 3 議案第 32 号  
日程第 3 議案第 33 号  
日程第 3 議案第 34 号  
日程第 3 議案第 35 号  
日程第 3 議案第 36 号  
日程第 3 議案第 37 号  
日程第 3 議案第 38 号

日程第3 議案第39号

日程第4 報告第1号

日程第5 一般質問について

---

○本日の会議に付した事件

1. 一般質問について（石川まさゆき議員、中野ひろゆき議員、えびな安信議員、金谷美奈子議員、中村みなこ議員）
-

○議長（福居秀雄） ただいまから、開会いたします。

本日の出席議員は、全員でありますので、これより前日に引き続き会議を開きます。

---

○議長（福居秀雄） 本日の会議録署名議員には、7番上野和幸議員、23番菅原範明議員の両議員を指名いたします。

---

○議長（福居秀雄） ここで、事務局長から報告をいたします。

○議会事務局長（稻田俊幸） 御報告申し上げます。

議事日程について、本日の議事日程は前日の続行でありますので、その朗読は省略いたします。  
以上。

---

○議長（福居秀雄） それでは、これより本日の議事に入ります。

日程第5、一般質問を行います。

前日に引き続き、順次、質問を許します。

石川まさゆき議員。

（石川まさゆき議員、質疑質問席に着席）

○石川まさゆき議員 おはようございます。

まず初めに、昨夜午後11時15分、マグニチュード7.5の最大震度6強の青森県東方沖地震が発生しました。一時は太平洋沿岸中部に津波警報が発令され、旭川市においても震度3を観測しました。その後、運用後、初めての北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表され、この地震により負傷された方や、現在も震度4クラスの余震に不安を抱えている全ての方々に、心よりお見舞いを申し上げたいと存じます。

それでは、質問に入らせていただきます。

まずは、要介護認定遅延について質問させていただきます。

旭川市の介護保険制度の課題として介護人材不足が注目されますが、現在の一番の課題は要介護認定の遅延です。本市の高齢化率は上昇を続け、介護保険認定者が増加しているのにもかかわらず、介護保険サービスの入り口の段階でつまずいている状況は、多くの高齢者、家族、事業者の負担となっています。

介護認定遅延により、受けられるべきサービスの遅延や、諦め、または、現場の混乱の声を頻繁に聞きます。業務負担が原因で離職し、現場の担い手が減り、最終的に不利益があるのは高齢者であり、重度化の予防が必要なはずなのに、早期に支援が受けられず、結果として、医療費、介護費の増大リスクの懸念があること、さらには、支える家族の精神的・金銭的負担の増大、または社会進出の機会を奪いかねない状況は、悪循環となります。早期解決に向けて改善策を打ち出さないと、状況は悪化をたどり、より深刻化し、本市の介護保険制度は崩壊すると危惧しています。国で定められたルールは変更できませんが、市で運用を柔軟にできる部分は精いっぱい運用方法を見直していく必要があります。

介護認定に関する質問は、今回で3回目になります。早期認定の実現に向けて、危機感を持って提案をさせていただきたいと思います。

介護保険制度において、要介護認定は避けては通れない行うべき制度上のルールです。まずは、どのような運用が理想的であるのか、市の認識についてお聞かせください。

○議長（福居秀雄） 高田保険制度担当部長。

○福祉保険部保険制度担当部長（高田敏和） 介護保険制度における要介護認定は、介護や日常生活に支援が必要な方が必要な介護サービスを受けるために、その方の状態の程度を判定するものであります。

介護サービスを必要とする方から認定申請があった際には、速やかに訪問調査を実施し、その方の状態に見合った客観的な判定を行うこととしており、介護保険法では、申請から審査判定まで30日以内に行なうことが求められています。

○議長（福居秀雄） 石川まさゆき議員。

○石川まさゆき議員 介護認定の申請があった際には、速やかに判定を実施し、御答弁にあったように、介護保険法では30日以内に審査判定を行うことが義務づけられています。

では、現在の本市の介護認定の状況についてと、これまでの介護認定遅延を改善するための市の取組と現状についてお示しください。

○議長（福居秀雄） 保険制度担当部長。

○福祉保険部保険制度担当部長（高田敏和） 本市の訪問調査につきましては、新規申請と区分変更申請を調査する直営調査員と更新申請を調査する委託調査員により実施しておりますが、本年7月の速報値では、認定審査期間が65日に及び、課題となってございます。

認定審査の長期化の要因としては、令和6年度下半期において直営調査員に欠員が生じた影響によるもので、その後、欠員は年明けに解消はしたもの、今年度に入りまして、委託調査員の人数が減少したこと、さらに、毎月の申請件数が昨年度と比較して多い状態で高止まりしている状況が続いていることによるものでございます。

そのため、旭川市居宅介護支援事業所等連絡協議会にも協力を仰ぎながら委託調査員の確保に取り組んでまいりましたが、まだ十分な調査員の確保には至っておらず、認定調査期間の長期化が続いているところでございます。

○議長（福居秀雄） 石川まさゆき議員。

○石川まさゆき議員 本年7月で平均65日は介護保険法のルールを大きく逸脱している状況ですし、平均で65日というのは、55日で認定が下りた方もいれば、75日以上、認定に期間がかかった方もいるということです。早期に必要な支援が受けられず、2か月半も放置された状態がよいものではないのは明白です。

現場からは、こんな声を聞きます。要介護認定1に該当する方が一番被害を受けており、介護認定が遅延することによって、軽度者枠の要支援に変更になるのか、要介護1以上の認定になるのかで、サービス利用範囲は大幅に変わります。例えば、1週間に3回以上、デイサービスや訪問介護を利用している方が、認定結果が遅いがために、実費負担を懸念して1か月近くサービスを縮小せざるを得ないケースや、がんや神経難病などの病状悪化で介護負担の増大により区分変更を依頼しても、認定が遅く、必要なサービスを受けられないケース、また、月3万円の自己負担のある方は、

介護認定結果が遅いがために一度に3か月分の9万円以上の高額な請求になること、事業者側にあっても、物価高騰や人件費の上昇、価格転嫁できない業種で、ましてや人材不足で苦労している中で、介護認定遅延により売上げの回収に3か月以上遅延することは死活問題で、事業者によっては月に100万円以上も売上げに差が出るとも聞きます。このような現場の状況を市は理解し、早期に改善に向けてかじを切らなければなりません。

次に、視点は変わりますが、既に介護認定を受けている方は、介護保険の有効期限切れの更新に伴い、更新に関してのみ、市内の居宅介護支援事業所に委託することができます。その介護認定調査員の委託料のこれまでの推移と金額設定の考え方についてお聞かせください。

○議長（福居秀雄） 保険制度担当部長。

○福祉保険部保険制度担当部長（高田敏和） 委託調査1件当たりの委託料につきましては、令和2年度に保健師の臨時職員の賃金を積算根拠に、1件当たり税込みで4千625.5円とし、その後、令和5年度に1件当たり4千746.5円に引き上げ、現在までこの金額で委託をしてございます。

○議長（福居秀雄） 石川まさゆき議員。

○石川まさゆき議員 介護認定の遅延は、申請件数に対して調査員の確保に苦戦していることが課題でありますので、介護認定調査料の値上げは必須であると考えます。

市は、この課題に寄り添う必要があると考えますが、市の見解についてお聞かせください。

○議長（福居秀雄） 保険制度担当部長。

○福祉保険部保険制度担当部長（高田敏和） 本市の委託調査料の1件当たりの委託料につきましては、令和5年度以降は据え置いている状況ですが、昨今は物価高騰や賃金上昇が続いていることから、そうした影響なども考慮しながら、より多くの事業所等に受託していただけるよう、適切な委託料の選定に努めてまいりたいと考えております。

○議長（福居秀雄） 石川まさゆき議員。

○石川まさゆき議員 一人でも多くの認定調査員の確保ができるような委託料の設定にしていただけるようお願いいたします。

続きまして、介護認定調査の際に、認定調査員が記入する認定調査票が、本市の場合、複雑で作成に時間がかかり、負担が多いと聞きます。中には、市内の居宅介護支援事業所において、認定調査票の作成の負担を避けるために、本市の介護認定調査を受託せず、あえて近隣の町などの比較的作成しやすい地域の介護認定調査を選ぶ事業者が多いということも聞いています。

認定調査票の内容について早期に改善すべきであると考えますが、市の見解についてお聞かせください。

○議長（福居秀雄） 保険制度担当部長。

○福祉保険部保険制度担当部長（高田敏和） 認定調査票は、介護認定審査会において、申請者の要介護度を決定するために、調査員が訪問調査で把握した申請者の状態を正確に記載することが求められております。

そのため、本市においては、国が示す必要項目を基本にしながら、正確な判定のために詳細な記載を求めている項目もありますが、それによって調査員の負担が増え、受託者が減少するとなれば、認定審査期間の長期化にもつながることから、調査員の皆さんのお意見も聞きながら調査の在り方に

について検討してまいります。

○議長（福居秀雄） 石川まさゆき議員。

○石川まさゆき議員 繰り返しますが、介護認定遅延の理由として人材不足が挙げられます。

ここからは、旭川市の直営の在り方について質疑してまいりたいと思いますが、市直営や市内の居宅介護支援事業所での対応が困難で大幅な介護認定遅延が起きているのが現状であり、遅延が事前に予測される場合に、旭川市周辺8町の機関に介護認定の依頼をすることはできないのでしょうか、考え方についてお聞かせください。

○議長（福居秀雄） 保険制度担当部長。

○福祉保険部保険制度担当部長（高田敏和） 直営調査員が実施している新規及び区分変更申請の調査は、指定市町村事務受託法人以外への委託はできませんが、更新申請の調査につきましては、周辺自治体の居宅介護支援事業所とも委託契約を締結し、市内の被保険者の調査を実施していただいております。

認定調査には一定の専門的技術が必要であり、経験のない事業者等へ直ちに委託できるものではありませんが、今後も、周辺自治体に可能な事業者がいれば積極的に活用してまいります。

○議長（福居秀雄） 石川まさゆき議員。

○石川まさゆき議員 現状は既に緊急事態です。市は、全てを抱え込みず、あらゆる解決策を模索してほしいと思います。

本市直営の認定調査員の雇用形態は、全て会計年度任用職員が担い、常に求人募集を行うなど、雇用が安定していなく、今後、高齢化率の上昇に伴い、要介護認定者が増えていく現状において無理があると思われます。

正職員化を進め、雇用を安定させること、または、調査員を増員して早期の介護認定ができるよう進めるべきであると考えますが、見解についてお聞かせください。

○議長（福居秀雄） 保険制度担当部長。

○福祉保険部保険制度担当部長（高田敏和） 本市直営の認定調査員は、介護支援専門員、いわゆるケアマネジャーの資格を有する者を会計年度任用職員として採用しております。昨年度、一時的に複数名の欠員が生じた時期があったものの、現在は定数を満たしておりますことから、調査員の正職員化については考えてございません。

しかしながら、今年度に入ってからの申請件数の伸びや今後の高齢化の進展を考慮した場合、現在の定数では不足することも考えられることから、必要な調査員の安定的な確保については、しっかりと対策を検討し、対応していく必要があるものと考えております。

○議長（福居秀雄） 石川まさゆき議員。

○石川まさゆき議員 直営介護認定調査員の資格要件がケアマネのみで限定的になっています。本来、直営の場合は、市の職員であれば研修を受講することで認定調査員の要件を満たせるものであります、専門性が求められるため、現実的ではありません。

働き手人口の減少に伴い、現役のケアマネは少なくなっているのが現状ですが、社会福祉士や介護福祉士、理学療法士や看護師などの医療、介護、福祉等の国家資格保持者に枠を広げて幅広い視点で人材を集め、危機を乗り越える必要があると思いますが、市の認識をお示しください。

○議長（福居秀雄） 保険制度担当部長。

○福祉保険部保険制度担当部長（高田敏和） 現在、直営の調査員につきましては、ケアマネジャーの資格を有することを条件に採用しておりますが、介護業界の人材不足の状況を勘案すると、直営調査員に欠員が生じた場合や、委託先が十分に確保できない場合には、現行の採用条件では調査員がさらに不足することも予想されます。

したがいまして、ケアマネジャー以外の資格拡大についても、幅広い視点で検討を進めてまいります。

○議長（福居秀雄） 石川まさゆき議員。

○石川まさゆき議員 現場のケアマネからは、市の介護予防マネジメントの締めつけによって、ケアマネや地域包括支援センターは苦しめられていると聞いております。介護認定遅延の問題を解決するためには委託料の値上げが必須ですが、同時に、現場の負担を軽減させ、認定調査を受託しやすい環境づくりが必要と考えます。

ケアマネジメント基本方針において早急に効果測定を実施し、少しでも現場の軽減を図り、介護認定調査に関わる人材を確保できるようにすべきであると思いますが、見解についてお示しください。

○議長（福居秀雄） 保険制度担当部長。

○福祉保険部保険制度担当部長（高田敏和） 本市は、介護サービスの提供に当たり、高齢者の自立した生活に向けて、市とケアマネジャーが共通認識を持って支援するため、令和4年度にケアマネジメント基本方針を策定しております。その後、運用状況や市内の介護人材不足の状況を踏まえて、サービス計画の設定期間の見直しなど、業務負担の軽減を図るための取組について関係団体と意見交換を行い、審議会の調査審議を経まして、昨年11月に見直しを行ったところであります。

引き続き、関係団体と意見交換を行いながら、業務負担の軽減に資する取組を検討し、順次、実施してまいります。

○議長（福居秀雄） 石川まさゆき議員。

○石川まさゆき議員 指導監査課にも伺います。

介護認定遅延の影響で、現場は大変混乱しております。介護認定の遅延のために、ケアマネはケアプランを、介護事業者は計画書などの書類を、介護度の暫定処理のために、2度、3度、作成することになります。ケアマネや事業者は、滞りなく、不備なく業務を遂行しなければなりませんが、運営指導の際の介護認定遅延に対する指導監査課の考え方についてもお聞かせください。

○議長（福居秀雄） 川邊福祉保険部長。

○福祉保険部長（川邊 仁） 日頃、指導監査課が受けている介護事業所でのトラブルなどの相談についても人手不足等の業務負担が原因と思われるものがあり、介護サービスそのものにも大きく影響を及ぼしていると認識しているところでございます。

そのため、事業所の業務負担の軽減にも取り組んでいるところでありますが、今後、関係課で協議をして、さらなる業務軽減につながるよう取り組んでまいります。

また、運営指導においても、介護事業所の現状を受け止め、利用者にとって適切な介護サービスが提供されるよう努めてまいります。

○議長（福居秀雄） 石川まさゆき議員。

○石川まさゆき議員 これまでの質疑をまとめますと、委託料の値上げと受託するケアマネの業務

負担軽減、市直営調査員の増員と資格要件の拡充であり、市の運用を見直すことにより一歩でも解決策を見いだせると考えます。

最後に、副市長に伺います。

現在の本市のこれまでの介護認定遅延の状況は、介護保険サービスの入り口の段階でつまずき、高齢者、家族、事業者の負担となっています。介護認定遅延の早期解決へ向けて、改善に対する市の施策について見解をお聞きし、この項目の質疑を終えます。

○議長（福居秀雄） 中村副市長。

○副市長（中村 寧） 介護保険サービスは、介護を必要とする方が自分らしく充実した生活を送るために不可欠なものでありますことから、要介護認定の審査期間が長期化している現状は早急に改善していく必要があると考えております。

一方で、介護に携わる方々を取り巻く環境が厳しさを増していることから、そうした状況の変化に対応するため、介護事業者団体の皆様の声をお聞きしながら、しっかりと連携し、委託先の拡大を図るなど、安定的な体制の構築に努めてまいります。

○議長（福居秀雄） 石川まさゆき議員。

○石川まさゆき議員 ぜひ、お願いしたいと思います。

続きまして、ドッグランについてお伺いいたします。

全国の自治体からの行政視察は、旭川市の動物行政に集中しており、全国的に認知度の高い旭山動物園と旭川市動物愛護センターあにまあるの功績により、全国でも有数の動物に優しいパイオニアなまちといったすばらしいイメージが定着しています。

そのような中、今津市長の公約にもあった市営ドッグランの設置が、試験運用を重ね、調査研究が進められています。

本市の市営ドッグラン設置に向けて、知見を深めるために、本年5月に会派の沼崎市議とともに、ダブルまさゆきで全国的に有名な東京都営の代々木公園ドッグランを視察に行ってまいりました。代々木公園は、渋谷区の都心のど真ん中にあり、都内では5番目に大きい公園で、外国人などの観光客も多く、JRから徒歩3分、駐車場も完備され、アクセスがよく、代々木公園周辺にはドッグカフェなども開設され、周辺地域の活性化にも波及効果があることを確認してまいりました。

今後の本市の市営ドッグラン本格運用に向けて、中心市街地で行うことのメリットを最大限生かし、ドッグランを単独の滞在拠点から回遊を生む拠点への転換ができないかの視点を含めて、質疑をさせていただきたいと思います。

まずは、市営ドッグラン運用に当たり、市は、動物愛護や動物福祉の視点でどのような効果があると認識しているのか、お聞かせ願います。

○議長（福居秀雄） 山口健康保健部長。

○健康保健部長（山口 亮） 市営ドッグランの運営により、犬に十分な運動量とストレスが発散できる場所を提供することは、犬の身体的、精神的な健康を保持し、動物福祉に寄与するものと考えております。また、犬同士の関わりや、飼い主以外の人間との交流の場を設けることで、犬の社会性の向上も期待できます。さらに、一定のルールを設けた市営ドッグランを利用してもらうことで、飼い主に対して、ワクチンの定期接種のほか、排せつ物の管理をはじめとしたほかの利用者への配慮など、愛情を持って健康に育てることの大切さや、飼育マナーの必要性を意識してもらう場

ともなります。

本市といたしましては、市営ドッグランの運営を通じて、動物愛護精神の高揚や動物福祉の向上を図り、人と動物が共生する心豊かな社会の実現に寄与することができるものと考えております。

○議長（福居秀雄） 石川まさゆき議員。

○石川まさゆき議員 では、これまで、中心市街地に市営ドッグランの本格運用に向けて試験運用を行ってきたと思いますが、本市の動物振興に知見のある有識者の方々でつくるワーキンググループの成果と試験運用の経過について、市の認識をお聞かせください。

また、令和7年度の試験運用では有料化にしましたが、その分析と価格設定の根拠についてお示しください。

○議長（福居秀雄） 富岡土木部長。

○土木部長（富岡賢司） ドッグランの設置運営に関するワーキンググループにつきましては、犬の特性やドッグランに精通する有識者をメンバーに加え、ドッグランの在り方や整備の考え方について検討するため、令和5年度を行ったもので、市内中心部で1千平方メートル以上の面積とすることが望ましいこと、大型・中型犬用と小型犬用などのエリアを2つ以上設定すること、事故防止のため、入り口は二重構造とすることなど、整備に際しての基本的な考え方を取りまとめたところでございます。

ドッグランの試験運用につきましては、令和4年度から実施しており、設置場所や面積、開設期間などの条件を変えながら利用者のニーズの調査を行っており、本年度につきましては、市内近郊にあるドッグランの利用料金やこれまでの調査結果を参考として、1頭当たり400円の利用料金を設定し、夏季の開設を実施いたしましたが、1日当たりの利用頭数が無料であった昨年と比較すると4割弱という結果となり、有料化による影響があったものと考えております。

○議長（福居秀雄） 石川まさゆき議員。

○石川まさゆき議員 今年度は、有料化としたことで4割弱の利用に減少し、有料化に伴う影響があったとのことです。400円という金額設定が妥当であるのか否かは、十分に検討していただきたいと思います。

では、有料化とした場合、市民は、施設の改善や利用しやすい環境のために得た利益の一部が何に使用されるのだろうかと考えると思います。その中で、利用者の要望や環境維持にどの程度まで対応できるのか、利用料が何の費用に充てられているのか、市民に伝わるよう配慮しなければならないと推察されますが、その考え方についてお聞かせください。

また、しつらえの部分を含めて、どのような形態のドッグランを想定しているのか、あわせて、来年度以降の整備や供用開始の予定についてお伺いしたいと思います。

○議長（福居秀雄） 土木部長。

○土木部長（富岡賢司） ドッグランを有料化した場合に得られる使用料収入につきましては、運営に要する人件費や光熱水費、芝刈りや施設修繕費などの管理運営費に充当することを想定しておりますが、運営に当たっては、利用者からいただく要望に配慮し、よりよい利用環境の形成に努めていかなければならぬと考えております。

施設の整備内容と運営形態につきましては、これまでの試行調査や利用者アンケートの結果を参考としながら、開設期間や人員配置のほか、例えば、犬の水飲み場や足洗い場など、附属施設の必

要性などについても検討していくこととしております。

また、来年度以降の予定でございますが、現在、施設整備の内容の検討を行っている段階でございまして、供用開始時期も併せ、方針が固まった段階で広く周知を図っていく予定としております。

○議長（福居秀雄） 石川まさゆき議員。

○石川まさゆき議員 愛犬家の方々は、やはり安全性を重視すると思いますので、それに見合った施設整備を進めていただきたいと思います。

宮前公園は、遊具で遊ぶ子ども連れの家族が多く、そのほかに、散歩、読書、歓談をする市民や、北彩都ガーデンを楽しむ方など、複合的な空間であると思います。それゆえに、動物が苦手な方やドッグラン設置に反対の方は、一定数、いるものと推察され、ドッグラン利用者との動線を区別するなど配慮が求められると思いますが、市の考え方についてお示しください。

また、トラブル回避と事故防止のために利用規約の内容が重要になると思われますが、どのような規約とし、それをどのように周知徹底を図っていくのか、市の認識についてお示しください。

○議長（福居秀雄） 土木部長。

○土木部長（富岡賢司） 宮前公園は、中心市街地に隣接した地区公園として、様々な目的で多くの方々に利用されており、従前から散歩などで犬を連れて利用されている方も多い公園と認識をしております。

公園などの公共空間での犬の散歩は、飼い主の責任の下で制限なく行われておりますが、様々な方が利用されている公共空間は、誰もが快適に利用できる環境でなければなりません。特に、公園内にドッグランを設置する場合は、議員が御指摘の点も踏まえ、一般利用者とドッグラン利用者にあつきが生じないよう、十分配慮した管理運営が必要であると考えております。

また、ドッグランの利用に当たっては、狂犬病ワクチンの接種証明書の提示を条件とするなど、利用の際の注意点を定めた規約を作成し、施設の入り口に掲示をするほか、SNSやホームページで広く周知を図り、安心して利用していただける施設の整備に努めてまいります。

○議長（福居秀雄） 石川まさゆき議員。

○石川まさゆき議員 次に、これまで、あにまるでは、動物のしつけやマナー教室などを開催してきたと思いますが、今後、ドッグランの運用に当たり、どのように関与し、普及啓発していく予定でしょうか。

また、代々木公園わんわんカーニバルなどの愛犬家が楽しめるイベントを開催できると、本市の動物振興の一翼を担えると思われますが、今後の予定と見解についてお聞かせください。

○議長（福居秀雄） 健康保健部長。

○健康保健部長（山口 亮） 市営ドッグランの活用につきましては、これまで動物愛護センターで行ってきたマナー教室をドッグランでも開催するなど、適正飼養についての普及啓発を行う会場として活用するほか、犬に関する様々なイベント周知の場としての活用を検討しております。

また、ドッグランで開催するイベントの中には、マナー教室などの飼い主が学べるものだけでなく、本年度の動物愛護フェスティバルで行った飼い主と犬とが共に楽しめるような参加型のイベントの開催も検討しており、市内で代々木公園わんわんカーニバルのようなイベントを開催した経験のある民間団体や、関係部局である土木部とも協議しているところであります。

こうしたイベントの開催などを通じて、飼い主のマナー向上などの啓蒙活動を行うとともに、犬

と共生することのすばらしさを伝えていきたいと考えております。

○議長（福居秀雄） 石川まさゆき議員。

○石川まさゆき議員 視点を変えますが、ドッグランを単独の滞在拠点から回遊を生む拠点への転換が必要であると考えます。

宮前公園から始まり、川まちづくりで忠別川のアクティビティーエリアや買物公園へ行くなど、都市回遊の起点と位置づけることが可能であると思いますが、市の見解についてお聞かせください。

○議長（福居秀雄） 三宅地域振興部長。

○地域振興部長（三宅智彦） 本市の中心部におけるドッグランの整備につきましては、市民や観光客がまちなかを訪れるきっかけとなり、犬と一緒に河川空間や買物公園などにも足を延ばすことで、周辺エリアへの回遊にもつながる可能性を有しております、中心部における魅力ある回遊の起点になるものと認識しております。

○議長（福居秀雄） 石川まさゆき議員。

○石川まさゆき議員 北彩都ガーデンの鏡池では、旭川デザインウィークの期間に合わせて、まちなかアクティビティが開催されましたが、愛犬家の方も散歩中にワンちゃんと一緒にまちなかカヌーやSUPを楽しむ方もいたと聞いております。中核市の中心部で河川アクティビティーや水辺体験ができる地域は、全国的に珍しく、都市観光の新たな資源となると思います。

続きまして、犬を安全に乗せられる電動自転車、通称ドッグサイクリングは、他都市において観光モビリティーの新市場となっているとも聞きます。

本市においても、動物福祉と都市モビリティーを両立させることで、買物公園の回遊が自然に形成され、滞在時間、回遊性、周辺消費なども期待できると考えますが、導入について、市の見解をお聞かせください。

○議長（福居秀雄） 地域振興部長。

○地域振興部長（三宅智彦） 買物公園エリアでの回遊性の向上には、移動の利便性を高めるモビリティーも重要な要素の一つと考えており、昨年度実施した社会実験、まちにち計画においては、電動モビリティーを試験運行し、利用者のニーズやコスト面など、課題の把握に取り組んだところあります。

買物公園は、自転車等の走行が規制されているところですが、こうしたモビリティー活用の可能性を含め、今後も回遊性を向上するための環境整備について検討を進めてまいります。

○議長（福居秀雄） 石川まさゆき議員。

○石川まさゆき議員 市営ドッグラン運用は、市長公約であり、動物のまち旭川を具現化する新たな象徴となり得、中心市街地ドッグランを核とした動物福祉と回遊を生む拠点への転換を図り、旭川独自の観光モデルの価値として発信することができると考えます。

最後に、市長のお考えについてお聞きし、本質疑を終えます。

○議長（福居秀雄） 今津市長。

○市長（今津寛介） 中心市街地におけるドッグランの設置につきましては、動物福祉の向上や、人と動物が共生する社会の形成に資することはもとより、まちなかへの新たな人の流れの創出など、地域の活性化にも寄与するものと考えております。また、ドッグランを核とした動物に優しいまちとしての発信力を高めることは、将来的に拡大が見込まれるペットツーリズムのニーズを

捉えた本市独自の魅力ある観光資源の確立につながるものと認識しております。

今後、河川空間や様々なスポットを結ぶ新たな仕組みづくりなど、関係部局で連携の上、対応を進めてまいります。

なお、1月8日から1か月程度、また冬のドッグランを試行いたしますので、ぜひ、発信のほうも、お力添え、よろしくお願ひいたします。

○議長（福居秀雄） 石川まさゆき議員。

○石川まさゆき議員 市長、期待しておりますので、ぜひともよろしくお願ひいたします。

では、最後の質問に入ります。

雪国旭川市の冬には、ワインタースポーツを楽しめる大きな魅力があり、冬の観光地の筆頭であるシルキースノーの稼げるカムイスキーリンクスがあります。また、カムイスキーリンクスの顔となっている黄色のカムイゴンドラ、2千327メートルが架かる山頂からは、石狩平野が一望できる最高のロケーションがあります。

もともと、神居山は、神がいた場所として、先住民族のアイヌの人々が守ってきた山です。アイヌ文化では、自然界の全てのものに魂が宿ると考えられており、アイヌの人々は、人間に重要な影響を与えるものをカムイと呼びました。この山自体が、アイヌの人々が暮らし、遊んでいた北海道の貴重な文化財です。初夏には、大自然が誇るおいしい空気と新緑を見つけ、秋は圧巻の紅葉を味わい、厳冬期は樹氷並木や空気中の氷が太陽を浴びてきらきら光るサンピラーに出会うことができます。そんな魅力的なリンクスを旭川市民や観光客にもっと知ってほしいと思います。

第2回定例会一般質問において、市民と観光客が利用しやすいカムイスキーリンクスのさらなる活用と発展について質疑をさせていただき、高まるインバウンド需要に対応するために、センターハウスの増設などを提案させていただきました。今回は、貴重な資源を最大限生かす試みとして、グリーンシーズンのカムイスキーリンクスの活用と発展について質疑をさせていただきたいと思います。

リンクスの敷地内に大型プレハブ施設を設置すると聞いております。建設に至った経緯、その使用目的と面積、建設費用について、まずはお示しください。

○議長（福居秀雄） 菅野副市長。

○副市長（菅野直行） カムイスキーリンクスにつきましては、インバウンドの好調等に伴いまして利用者が順調に推移する一方で、センターハウスの混雑が大きな課題として顕在化している状況にございます。

このため、指定管理者である大雪カムイミンタラDMOとも協議の上、約160平方メートル、50坪程度の大型プレハブ施設を、DMOの事業として、今シーズンのオープンに合わせ、設置する予定であり、事業費は約6千500万円でございます。施設は、学校のスキー授業時のスキー貸出しカウンターや一般来場者の休憩スペースとして活用し、センターハウスの混雑緩和を図ってまいります。

○議長（福居秀雄） 石川まさゆき議員。

○石川まさゆき議員 今回の一般質問の意図としましては、大型プレハブ施設を設置するに当たり、ワインターシーズンのみの使用だけではなく、グリーンシーズンも活用してさらなるリンクスの魅力を高め、収益性の向上や活用の幅を広げる一助とすることができるのでないかと考えたのがき

つかけです。

今年度のグリーンシーズンの代表として秋のカムイゴンドライドがありますが、私も家族でカムイゴンドラに乗り、紅葉を見ながら空中散歩を満喫し、頂上のレストランでは焼きたてのピザをいただきました。

このカムイゴンドライドを含めて、これまでのウインターリンクス以外のリンクスの運用状況についてお聞かせください。

○議長（福居秀雄） 菅野副市長。

○副市長（菅野直行） いわゆるグリーンシーズンにおける取組についてでございます。

御質問にございましたカムイゴンドライドは、ゴンドラに乗車し、紅葉等を楽しむイベントで、2022年の開催以来、好評を得ており、今シーズンは10月11日から19日の9日間の開催で2千568人の来場がございました。

また、ドリフト技術を競うD1グランプリのトップドライバーが集い、デモンストレーションや競技を行うカムイドリフトにつきましても、2019年からカムイスキーリンクスの駐車場を提供してございまして、今シーズンは9月7日に開催され、約3千人の来場者があり、こちらも好評を得ていると主催者団体から伺ってございます。

○議長（福居秀雄） 石川まさゆき議員。

○石川まさゆき議員 以前までグラススキービークルなどをしていたのは承知しておりますが、グリーンシーズンの利用状況について、期間限定開催で、かつ、イベント数も少ないので現状です。多くの来場者が来るのであれば、もっと多くのイベントを長期間開催したほうがリンクスにとって望ましいのではないかでしょうか。

できない理由や課題があるのであればお示しください。

○議長（福居秀雄） 菅野副市長。

○副市長（菅野直行） グリーンシーズンにつきましては、運営スタッフを確保することが難しく、特に、カムイゴンドライドのように設備を稼働させるイベントでは、光熱水費等の経費がかさみ、収支がマイナスとなるという課題がございます。そのため、これまで開催期間を限定し、取り組んできたところでございます。

○議長（福居秀雄） 石川まさゆき議員。

○石川まさゆき議員 ウインターリンクスは、DMOから8千万円が施設整備基金積立金として計上されていますので、還元的要素と収益的要素に鑑みても通年のリンクスの活用にもっとチャレンジしてよいと考えます。今、リンクスは事業として伸びるチャンスですし、中心部からも近く、大自然を活用した新たな試みに挑戦するべきです。

そこで、提案をさせていただきたいと思いますが、秋にカムイゴンドライドの空中散歩がありますが、初夏などの期間に新緑や野鳥の鳴き声を体感し、カムイゴンドラに乗りながらランチを楽しむ空中レストランと題してゴンドランチするというイベントはいかがでしょうか。

長野県の白馬アルプスホテルではスキー場リフトを利用して朝食を楽しむ催しがありますが、リンクスでも、カムイゴンドラを使用し、夏山の魅力を体感しながらキッチンカーなどの旭川産の食材を楽しむなど、リンクスならではのイベントができると思います。

さらに、ランチを楽しんだ後は、スキー場の斜面を利用して、頂上からマウンテンバイクで下り

てくる新たな夏のスポーツとして、または、スキーができない方もスキーをしている感覚を味わうことができると思います。加えて、夜間には頂上で星空体験ツアーなど、夏のリンクスを存分に楽しめるイベントの開催もよいと思いますが、市の見解をお聞かせください。

○議長（福居秀雄） 菅野副市長。

○副市長（菅野直行） グリーンシーズンの取組につきましては、施設を有効に活用できるほか、知名度の向上や新たなブランド価値の創出といった観点からも、重要な取組であると認識をしています。

御提案がございましたゴンドランチであれば、既に実施しているゴンドライドにキッチンカーによる軽食等を提供することも可能でありますし、カムイスキーリンクスの特性や強みを生かした取組をどのように展開できるのか、実施期間や回数などを含めまして、今後も指定管理者と協議しながら検討してまいります。

○議長（福居秀雄） 石川まさゆき議員。

○石川まさゆき議員 先ほどグリーンシーズンの運用状況としてリンクスの駐車場を提供したカムイドリフトが挙げられていましたが、花火や音楽フェスなど、大型イベントの誘致を検討できるのではないかと考えます。

札幌市では、モエレ沼や真駒内で、公園内の広大な敷地や周囲の景観と調和し、音楽とともに演出される芸術的要素をモチーフとした花火のイベントがありますが、それらの団体も旭川での開催を希望しているとの情報にも触れております。

リンクスの敷地貸しについてどのように考えているのか、お聞かせください。

○議長（福居秀雄） 菅野副市長。

○副市長（菅野直行） カムイスキーリンクスの貸付けによるイベントなどの開催につきましては、敷地やセンターハウス等の設備、特に駐車場の収容可能台数が御提案いただいたような大型イベントの開催に適しているのか、調査検討は必要だというふうに考えてございます。

こうした大型イベントの開催は、本市の観光振興や施設の有効活用、さらには地域活性化の点で有効な取組であるとも認識してございますので、そのようなイベントの主催者から打診があった際は、指定管理者と協議しながら検討してまいりますし、カムイスキーリンクスの可能性について発信もしてまいりたいと考えてございます。

○議長（福居秀雄） 石川まさゆき議員。

○石川まさゆき議員 ウインターフェスティバルやイベント開催時は、現在の駐車台数は2千台ですので不足する可能性があります。今後のリンクスの利用度が高まると推察されますが、増設の考えについてお聞かせください。

○議長（福居秀雄） 菅野副市長。

○副市長（菅野直行） カムイスキーリンクスの駐車場につきましては、今年12月に策定し、各議員にも御配付いたしましたカムイスキーリンクス管理運営計画にあるように、駐車場の不足は解決すべき課題というふうに捉えているところでございますので、今後、利用者数の推移を踏まえながら、拡張、整備について全体の事業計画の中で検討してまいります。

○議長（福居秀雄） 石川まさゆき議員。

○石川まさゆき議員 ウインターフェスティバルのリンクスは、旭川市の観光の目玉となりました。新設

した大型プレハブ施設はレンタル施設として混雑緩和が目的ですが、そのほかに、休憩場の拡張や託児機能の併設、室内イベントが開催可能な幅広い視点で使用できる大型のプレハブ施設のさらなる増設を図ることが必要であると考えますが、見解についてお聞かせください。

○議長（福居秀雄） 菅野副市長。

○副市長（菅野直行） カムイスキーリンクスのこれまでの利用者数の伸びを考えると、カムイスキーリンクスの冬季利用者数は今後も堅調に推移するものと見込まれておりますので、休憩所の拡張を目的とした施設の増設等を通じて、さらなる利便性の確保に取り組むことが必要と認識をしています。

このため、まずは、今シーズン設置するプレハブ施設の効果を見極めながら、必要な広さや設備など、整備手法も含めまして、指定管理者とともに検討してまいりたいと考えております。

○議長（福居秀雄） 石川まさゆき議員。

○石川まさゆき議員 最後に、今津市長にお伺いいたします。

アイヌの人々は、人間に重要な影響を与えるものをカムイと呼びました。カムイスキーリンクスは、旭川市のこれから飛躍に大きな影響を与えてくれる大切な資源です。これまでの答弁を総括するとともに、リンクスの特性や強みを生かした通年で楽しめる新たな展開について、市長の思いをお聞かせいただき、私の一般質問を終えます。

○議長（福居秀雄） 市長。

○市長（今津寛介） カムイスキーリンクスの2024年から2025年までの利用者数は12万人となっておりまして、これは前年度の14.1%の増でございます。さらに、旭川市の上期でありますけども、外国人の宿泊客数は14.5万泊となっておりまして、これは過去最大でございます。そういったことからも、私ども、カムイスキーリンクスDMO、私は理事長でありますけれども、今年は13万人から14万人の方々に利用をしていただけるのではないかと予想をしているところでございます。

こういった状況の中で、これまで、ゴンドラやペアリフトの更新等、施設の充実を図ってきておりまして、今シーズンは、さらにその取組を加速させるため、ラーメンハウスの内外装の改修、それから、第5リフトにバイオトイレを設置しました。それから、今、御質疑がありましたハウスの設置、そして自動販売機の増設などなど、スキー場としての利用環境を整備し、スポーツを通じた市民の健康増進に取り組んできたところでございます。また、同時に、市民にとって身近なスキー場としてスキーを楽しんでいただく、また、スキーを通じた健康増進に取り組んできたところでございます。

カムイスキーリンクスは、豊かな自然に恵まれ、御質疑にありましたように、グリーンシーズンの様々なアクティビティー、特にアドベンチャートラベルの推進に最適な環境を整えておりますし、先ほどドッグランのお話がありましたが、ゴンドライドに犬を乗せてみたいという方もいらっしゃったわけでございまして、いろんな可能性があるのかなと考えています。

今後も、引き続き、カムイスキーリンクスが持つポテンシャルを最大限に引き上げ、イベントの開催や体験型コンテンツの提供など、通年での活用についても検討することで、本市全体の観光振興にもつなげてまいりたいと考えております。

○議長（福居秀雄） 以上で、石川まさゆき議員の質問を終了いたします。

(石川まさゆき議員、議員席に着席)

○議長（福居秀雄） 次に、中野議員。

(中野議員、質疑質問席に着席)

○中野ひろゆき議員 それでは、ヒグマ対策の現状と課題等について、今回は、このテーマ一本で、通告に従い、一般質問させていただきたいと思います。

今年、北海道内では、ヒグマによる深刻な事案が相次ぎ、札幌市での住宅街への出没の頻発化に加え、福島町では、新聞配達中の男性が襲われ、死亡する事故が発生するなど、日常生活の中で人とヒグマが遭遇する危険性が高まっております。

旭川市においても、出没状況は年々増加傾向にあり、令和7年度の出没件数は11月末時点で91件となり、既に、昨年度、令和6年度全体の78件を大きく上回っていることが示されております。月別に見ると、9月、10月を中心と増加が目立ち、特に夏以降は、市街地に近い河川敷や住宅街周辺での出没が確認される状況となりました。地域別でも出没は偏在しており、神居西部や江丹別で確認されるほか、東旭川地域などでは前年を上回る件数となっている一方、市街地周辺でも出没があり、市民生活のすぐそばまでヒグマの行動域が広がっている状況でございます。環境部の資料でも、市街地を囲むように多数の出没地点が確認され、緩衝地帯から防除地域にかけて継続的な動きが見てとれるところであります。

さらに、11月21日、末広の事案では、通学時間帯に通報が入り、市職員や警察の現地確認、小学校や保育施設への連絡、広報車による注意喚起など、短時間で多様な判断と対応が必要となりました。

こうした市街地近接での出没や通学路周辺での発生が続く現状は、ヒグマ対策が、野生動物管理ではなく、市民の生命と日常生活を守る危機管理そのものであると捉え直す必要があることを示しております。北海道全体で被害が深刻化する中、旭川市でも、出没情報を迅速かつ確実に届ける体制、学校や警察との即応性ある連携、北海道庁や周辺自治体との広域的な対応、長期的な捕獲、生息管理の方向性を含め、これらをいかに強化していくかが問われていると感じております。

本日は、これらの観点から、旭川市の認識と今後の取組について伺いたいと思います。

それでは、情報共有の体制強化についてありますが、ヒグマの出没への不安が市民の間で高まる中、出没情報をどれだけ迅速かつ確実に市民へ届けられるかが安全対策の要となっていると考えております。まず、本市では、出没情報を市民へ伝える際に、ホームページ、SNS、くらしのアプリ、さらには町内会への連絡など、複数の手段を活用していると承知しております。

そこで、お伺いします。

現在、ヒグマ出没情報を市民へ発信する際、市としてどのような方法を組み合わせて運用しているのか、改めて整理し、お示しいただきたいと思います。

また、住宅街や生活圏での出没が続き、市民により早く情報を届ける必要性が高まっている中で、これらの手段には、到達までの時間や対象者の違いなど、それぞれに特徴や限界もあると認識しているところでございます。

本市として、現行の情報伝達体制にどのような課題があると考えているのか、見解を伺います。

ヒグマの出没が住宅地や学校周辺でも確認されるようになり、児童生徒の安全確保はこれまで以上に重要な課題となっております。

まず、学校付近でヒグマが確認された場合、学校やP T A、保護者に対し、本市はどのような方法で情報を共有しているのか、現在の連絡体制について、改めて伺います。

また、通学路で出没情報があった際には、登下校の安全確保に向けて、学校や教育委員会がどのような流れで判断し、どのような措置を講じることとしているのか、具体的な対応をお示しください。

さらに、実際に住宅街や学校周辺で出没が相次いでいる状況を踏まえると、児童生徒自身が危険を回避できる力を身につけることは欠かせません。市として、児童生徒への教育、訓練、啓発をどのように行っているのか、現在の取組状況をお伺いします。

ヒグマの出没時には、市と警察との連携が重要です。現在、両者の間でどのような情報共有や現場対応が行われているのか、具体的な取組を伺います。

また、今後も連携体制をどのように維持していく考えなのか、お聞きしておきたいと思います。

ヒグマは、広い行動圏を持ち、行政区を越えて移動することも多いため、北海道庁や周辺自治体との情報共有は極めて重要な対策要素であると認識しております。

まず、本市と北海道庁との情報共有についてお伺いします。

出没事案の報告や緊急時の連携など、現在どのような仕組みで情報共有を行っているのか、改めてお示しください。

あわせて、周辺市町村との連携についてもお伺いします。

行政境界付近で事案があった場合など、どのような対応を行っているのか、これまでの状況をお聞かせください。

ヒグマ出没情報を市民が直感的に理解できる形で可視化していくことは、安全確保の上で大変重要だと考えております。現在、市では、ひぐまっぷを活用して出没地点を地図上に表示していると承知しておりますが、実際には、情報量や見やすさの点で市民から分かりづらさを指摘する声も伺っております。

そこで、お聞きしたいと思います。

まず、現在運用しているひぐまっぷについて、市としてどのような点に課題があると認識しているのか、改めてお示しください。

また、今後の取組として、特に地図情報の改善をどのような方向で検討しているのか、現時点での考えを伺いたいと思います。

ヒグマの捕獲や駆除の判断はどのような基準に基づいて行っているのか、お伺いしたいと思います。

また、その判断基準について、市民への周知はどのように行っているのか、お聞きします。

駆除を行った場合、または行わなかった場合、市は、判断理由や対応状況をどのように市民へ説明しているのか、伺いたいと思います。

捕獲、駆除に関する判断については、北海道庁との間でどのような情報共有や調整を行っているのか、現状の取組について伺っておきたいと思います。

以上、1回目の質問とします。

○議長（福居秀雄） 太田環境部長。

○環境部長（太田誠二） ヒグマに関する情報共有体制についてでございます。

初めに、ヒグマの出没に関する情報につきましては、ホームページや旭川市公式SNS、くらしのアプリを活用し、市民へ周知を図っているほか、近隣町内会に対しましては、町内会長へ電話連絡をし、町内会への周知をお願いしているところでもございます。また、今年発生しました神居や末広の住宅街への出没のような緊急性の高い事案につきましては、広報車による周辺市民への周知を行ったところでもございます。

本市で行ってございますこれらの情報伝達手段につきましては、それぞれの手法におきまして到達までのスピード、ターゲット層などに違いがございまして、効果は一長一短であるということは認識しており、多くの市民にどのように迅速に伝えていくかが課題であるというふうに捉えているところでございます。

次に、警察などとの情報連携についてでございますが、警察とは日頃から連携を密に取っているところであり、目撃などの通報が市や警察に入った場合には、速やかにお互いに情報の共有を図り、現場の探索の際には同行するなどしております、今後もこうした現状の連携体制を維持していくということが重要であると考えてございます。

次に、北海道庁や周辺自治体との情報共有体制についてであります。

北海道への出没事案の報告につきましては、現在はひぐまっぷを通じて実施しているところでございます。

なお、これまでのところ、実例はございませんが、緊急銃猟の実施など緊急かつ重大な事案で北海道の応援が必要となる場合には、上川総合振興局と速やかに情報共有を図ることとしてございます。また、周辺市町村との情報連携につきましては、これまでも行政境界付近で事案が発生した場合には、相互に情報提供を実施しているところでございます。

次に、出没情報の地図化、可視化による市民への分かりやすい提供につきましては、現在は、ひぐまっぷを使用し、出没地点の可視化を図っているところでございます。

しかし、ひぐまっぷにつきましては、見やすさという点におきまして課題があるものと認識してございまして、今後導入される予定の統合型G I Sの活用も視野に入れながら、より分かりやすい地図の発信について検討してまいります。

続いて、捕獲、駆除の判断基準についてでございます。

捕獲、駆除の判断につきましては、猟友会や専門家、警察、上川総合振興局などの行政機関で構成する旭川市ヒグマ対策協議会に諮り、北海道のヒグマ出没時の対応方針に示す出没個体の有害性判断フローと段階に応じた対応方針に基づき、判断することとしているところでございます。この考え方につきましては、令和5年に制定いたしました旭川市ヒグマ対策基本方針に示し、市民にも公表しているところでございます。

また、現在、捕獲、駆除の実績につきましては公表してはございませんが、今年は、全国的にヒグマの出没が人の生活圏に近くなってきており、市民の関心も高まってきておりますことから、今後、捕獲・駆除情報の公表の在り方について検討してまいります。

○議長（福居秀雄） 坂本学校教育部長。

○学校教育部長（坂本考生） ヒグマの出没情報の学校やP T Aへの情報提供についてです。

環境部からのヒグマ出没情報において、出没場所が学校付近であった場合、直ちに、近隣の学校に対し、電話や電子メールで情報を提供し、注意喚起を行っております。保護者へは、学校を通じ

て、学校と保護者との連絡システムであるマチコミメールや電話連絡により速やかに情報提供を行っております。

通学路での対応については、各学校において危機管理マニュアルを策定し、日頃から危機事態の発生時に迅速に対応できるよう備えております。通学路で目撃情報があった場合には、児童生徒の登下校の安全確保のため、状況に応じて保護者の送迎や教職員による見守りの強化、下校時刻の繰上げ、臨時休業の措置を行うなど、市教委や警察等の関係機関と連携しながら対応することとしております。

近年、市内でも様々な場所でヒグマの出没が確認されていることを踏まえ、各学校では、北海道が作成している啓発リーフレットを活用し、ヒグマの生態に加え、遭遇しないための行動や、万が一、遭遇した際に身を守る方法について児童生徒へ指導を行っております。

○議長（福居秀雄） 中野議員。

○中野ひろゆき議員 それでは、2回目の質問を行いたいと思います。

1回目の御答弁では、学校やPTAへの連絡方法、通学路での対応、児童生徒への指導体制について御説明をいただきました。

一方、11月21日、末広の出没事案では、朝8時に市に通報が入り、午前9時台には現地確認、午後には広報車で周辺住民への注意喚起、さらに、小学校や保育園にも連絡が行われたと聞いております。この事案を踏まえますと、今後も、通学時間帯に出没情報が入ってくる可能性は十分にあること、また、学校が迅速に判断しなければならない場面が現実にあることが改めて浮き彫りになったと感じております。

そこで、教育委員会にお伺いしたいと思います。

各学校では、危機管理マニュアルに基づき、見守りの強化、送迎、下校時刻の繰上げ、臨時休業などに対応するとの御説明がありました。

ただ、11月21日のような事案では、時間的にも様々な判断が必要になる場面が想定されます。今回の対応を検証する中で、より分かりやすい判断基準や、保護者への連絡も含めて対応の流れを見直す必要があると考えているのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

また、児童生徒への安全教育につきましては、リーフレットを活用した指導が行われているとのことでありましたが、実際に、神居や末広など、住宅街や学校周辺で出没が続いている状況を踏まえますと、ヒグマを見かけたとき、子どもが具体的にどう行動すべきか、その行動がどれだけ身についているかがより重要になると感じているところであります。

そこで、指導内容の統一や、実施の機会、頻度の確保など、児童生徒への指導をさらに強化する考えがあるのか、お聞きしておきたいと思います。

次に、市民からの通報を速やかに把握し、適切に情報を発信することは、市民の安全確保においても極めて重要でございます。

1回目の答弁では、ホームページやSNS、くらしのアプリ、町内会への連絡など複数の情報伝達手段を活用している一方で、それぞれに一長一短があり、迅速に伝えることが課題であるとの課題が示されました。

そこで、伺います。

まず、市民から寄せられるヒグマの通報について、市としてどのように集約し、発信につなげて

いるのか、現在の仕組みを改めてお示しください。

また、今後、情報発信の仕組みをどのような方向で検討していくのか、お聞かせください。

ヒグマは、広域的に生息し、その行動範囲は雌熊でも数十キロメートルに及ぶと言われていることから、旭川市単独ではなく、周辺自治体と協力した対応が不可欠であると考えます。今後、複数の自治体で共通の対応方針やマニュアルを持つことが有効であるとの指摘もありますが、本市として、周辺自治体と合同で対応マニュアルを作成することについてどのように考えているのか、見解を伺います。

さらに、こうした広域的な取組を進める上で、北海道が中心となる仕組みづくりの必要性について、本市はどのように認識しているのか、併せてお聞きしたいと思います。

ヒグマに関する正しい知識を広く市民に伝えていくことは、被害を防ぐ上で大変重要であると考えています。まず、本市では、現在、どのような形で市民や児童生徒に対して普及啓発を行っているのか、その取組状況を伺います。

また、近年の出没状況を踏まえ、市民が、直接、専門的な知識や対処法を学ぶ機会を増やしていく必要があると考えております。今後、普及啓発の場をどのように拡充していくお考えなのか、現時点での検討状況をお聞きします。

一方で、捕獲や駆除が行われた際の情報提供については、市民からの関心も高く、より丁寧な説明を求める声も寄せられております。特に、場所や対応の経過などについて、どこまで公開されているのか、分かりにくいとの指摘もございます。

こうした状況を踏まえ、市としても、今後、分かりやすい情報提供の在り方について検討を進めていただきたいと考えております。

次に、ヒグマ対策の現場では、猟友会ハンターの皆さんの役割が不可欠である一方、確保や年齢構成に課題があるとも伺っております。

まず、本市におけるヒグマ捕獲従事者の人数や年齢構成、ガバメントハンターの配置状況について、現在の体制を改めてお示しください。

また、捕獲従事者の高齢化が進んでいると予想しておりますが、こうした状況をどのような課題として認識しているのか、本市の見解を伺いたいと思います。

ヒグマが出没した際には、市職員と猟友会ハンターが現地を確認し、状況把握に当たる体制となっていると伺っております。しかしながら、近年は、出没の頻度や活動範囲が広がっていることで、ハンターの皆さんへの負担が大きくなっているともお聞きしております。

そこで、伺います。

現在の出動体制や現場での調査の進め方について、どのような仕組みとなっているのか、改めてお示しください。

また、出没状況の変化に伴い、活動が多様化し、負担が増加しているとのことです、こうした点を市としてどのような課題として認識しているのか、併せてお聞かせください。

ヒグマ対策を進める上で、猟友会の皆さんの協力は欠かせないものであります、捕獲従事者の高齢化が進む中、担い手の確保が大きな課題となっていると考えております。

まず、猟友会への支援について、本市として、現在、どのような方向性で取組を進めているのか、改めてお示しください。

また、将来的には、公的機関による駆除体制の必要性も指摘されているところであります、本市として、こうした公的な体制整備についてどのような考え方を持っているのか、現時点での認識を伺いたいと思います。

ヒグマによる農作物被害については、市内の複数の地域で発生しており、その傾向を把握することが被害防止にもつながるとして考えております。

まず、これまでの被害額も含めた農業被害の状況について、地域ごとの特徴や被害の多い作物の傾向をどのように捉えているのか、改めて伺います。

また、被害が生息地域とどのように関連しているのかについても、本市としてどのように分析しているのか、お聞かせください。

加えて、ヒグマによる農業被害を防止する上で、電気柵の設置支援は重要な取組の一つであると考えております。

まず、本市が、今年度、緊急対応として実施した電気柵の設置支援について、その実施状況や申請件数など、具体的にどのような内容であったのか、伺いたいと思います。

また、来年度に向けて、電気柵などの支援制度の導入を検討しているとも伺っているところであります、現時点でのどのような方向性を想定しているのか、本市の考え方をお聞かせください。

以上、2回目とします。

○議長（福居秀雄） 坂本学校教育部長。

○学校教育部長（坂本考生） 学校でのヒグマ対策についてです。

本市においても、住宅街でヒグマの出没情報が相次いでおり、緊急時の登下校時刻の変更や臨時休業に当たっては、各学校、統一に迅速に対応することが必要と考えます。このため、国や北海道、他都市の事例を参考に、被害を回避する行動を講じる際の判断基準や初動対応の流れを整理し、学校と共有をしてまいります。

児童生徒への指導については、児童生徒に対し、ヒグマと遭遇したり痕跡を発見したりした際に必要な行動をあらかじめ分かりやすく伝えておくことが身を守ることにつながるため、今後、具体例を示した啓発資料を活用して定期的な学習を学校へ働きかけるとともに、家庭や地域と連携し、日頃からの注意喚起にも取り組んでまいります。

○議長（福居秀雄） 太田環境部長。

○環境部長（太田誠二） 市民からの通報を迅速に集約、発信する仕組みの改善についてでございますが、市民などからの通報につきましては、市もしくは警察で24時間受け付けており、それに入った情報は速やかに共有する体制が整っているところでございます。

しかし、この情報を市民に発信する仕組みにつきましては、様々な課題があるということは認識しておりますので、市民への周知をいかに迅速に発信していくかにつきましては、他のプラットフォームの導入も視野に、他都市の状況も調査しながら、今後の情報発信の在り方について検討してまいります。

次に、周辺自治体と合同マニュアルを作成することについてでございますが、本市では、既に令和5年にヒグマ対策基本方針を作成し、周辺自治体との連携も含めた対策に取り組んでいることから、改めて合同マニュアルを作成することは考えてございません。

しかし、議員の御指摘のとおり、ヒグマの生息域は、市町村の圏域をまたがって広域にわたりま

すことから、ヒグマ対策に当たりましては、周辺自治体と連携した取組が重要でございます。特に、本市で実施してございます生息動向調査につきましては、周辺自治体も含めた調査を実施することで、よりヒグマの分布や生息域などが明らかになりますことから、北海道が中心となり、広範囲のヒグマ対策を実施することが重要な取組であると考えてございます。

次に、ヒグマに関する普及啓発についてでございますが、ヒグマについての正しい知識の普及は重要な取組でありますことから、現在も小学校などでヒグマに関するセミナーなどを実施しているところでございます。このような普及啓発事業は、継続して取り組んでいくことが重要でございますから、今後、さらにセミナーやシンポジウムの開催など、取組を拡充してまいります。

続いて、ハンターの人材確保や配置などについてでございます。

現在、旭川市のヒグマ捕獲従事者は24名でございまして、平均年齢は68.25歳となってございます。

なお、本市にはガバメントハンターはいらっしゃいません。

また、獵友会のヒグマ捕獲従事者が高齢化していることにつきましては、春熊駆除の廃止以降、実際にヒグマを捕獲した経験のあるハンターが減少してきている課題があるというふうに認識してございます。

次に、ハンターの出動体制などに関する課題認識についてであります。

ヒグマの目撃や痕跡の通報があった際には、職員とともに、獵友会のハンターにも同行していただき、現地調査を行っておりますが、調査は土日、祝日に関係なく、また、主に日中の作業になることから、なりわいを持っているハンターの方はその合間に活動をお願いするなど、出動していただくハンターの負担が大きくなっていると認識してございます。

次に、獵友会への支援についてでございます。

ヒグマの出没対応に当たりましては、現状として獵友会のハンターに頼らざるを得ない状況となっており、ハンターの活動を支援する取組は大変重要であると認識してございます。

そのため、短期的には、獵友会のハンターの方の負担が大きくなっているということも考慮すると、協力に対し、適切な報酬、対価を支出することが重要であるというふうに考えてございます。また、中長期的には、ハンターの方に負担がかからないよう、議員の御指摘のとおり、公的機関による駆除が可能となるような体制の整備を進めていくことは重要な取組であるというふうに考えてございます。

○議長（福居秀雄） 林農政部長。

○農政部長（林 良和） ヒグマによる農業被害は、年に1回、調査を実施し、過去5年では、スイートコーンやビート、リンゴやサクランボなどの農作物に、令和2年23万円、同3年658万円、同4年3万円、同5年はゼロ円、同6年3万円の被害がありました。

被害の発生地域や作物の種類ごとの特徴ですが、ヒグマの生息する森林に近接している農地で、畑作物や果樹が主に被害を受けているものと認識しております。

ヒグマによる農業被害については、農業者自身による対策が基本となります。早急な対応が困難な場合もあり、今年度は、環境部と連携し、市が保有する電気柵を農地に設置する緊急対応を1回実施しております。また、令和3年度に、果樹農家に対して、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して電気柵等の導入支援を実施いたしました。

なお、現状では、電気柵の設置について補助制度を持ち合わせておりませんけれども、例年に比べて大幅に捕獲数が伸びているアライグマについて、園芸作物を対象とした電気柵等の導入に対する支援事業を検討しているところでありますて、こうした中で、アライグマとヒグマのどちらにも有効な資材について補助対象とすることなどを次年度に向けて検討してまいります。

○議長（福居秀雄） 中野議員。

○中野ひろゆき議員 それでは、3回目であります、3回目の質問につきましては、ここまで答弁を踏まえながら、市長にお聞きをしていきたいと思います。

本日の各部局の答弁を通して、本市のヒグマ対策は、環境部、学校教育部、農政部それぞれが重要な取組を進めている一方で、対策が各分野ごとに点在し、十分に面として機能し切れていない現状が見えてまいりました。

環境部からは、出没情報をホームページ、SNS、くらしのアプリ、町内会への連絡などで周知しているものの、手法ごとにスピードや対象者に差があり、迅速に確実に伝えるという点で依然として課題が残っていることが示されました。また、ひぐまっぷの視認性の課題や、通報と発信の仕組みの改善、他のプラットフォーム導入の検討など、情報伝達の面で本市が抱える構造的課題が述べられたところでもございます。

学校教育部からは、出没場所が学校付近であった場合の迅速な連絡体制や、マチコミメールによる保護者への通知、危機管理マニュアルに基づく登下校の判断など、子どもたちの安全確保において、教育現場が日々緊張を強いられている状況が示されたと思います。

しかし、通学路での目撃情報に対しては、送迎、見守り強化、下校時刻の繰上げ、臨時休業など、学校だけでは判断が重く、市全体としての統一的な判断基準や迅速な意思決定の仕組みが求められることも明らかになってまいりました。

農政部からは、農作物被害が複数地域で続き、果樹や作物が恒常に脅威にさらされている現状が示されたと思います。

さらに、環境部からは、捕獲従事者の平均年齢が68歳と高齢化し、春熊駆除廃止以降、捕獲経験のあるハンターが減少しているという深刻な課題が示されたと思います。ヒグマの対応の最前線を担う人材の確保と育成が、これまで以上に喫緊の課題となっております。

このように、情報伝達、学校、子どもの安全、農業被害、捕獲体制、人材確保といった個別の課題はそれぞれ対処が進んでいる一方で、ヒグマの行動が広域化し、生活圏への侵入が常態化する中では、もはや部局単位だけでの対策では限界があるということが明確になったと感じているところでもございます。今、市民が求めているのは、部局ごとの対策の積み重ねではなく、市長のリーダーシップの下で、総合的、長期的なヒグマ対策をどう構築していくかという方向性でございます。

北海道では重大事故が相次ぎ、国も年度内にクマ対策ロードマップを示す方針を明らかにしております。本市としても、こうした国、道の動きを踏まえ、周辺自治体と共同しながら、旭川市としての独自の役割、主体的に取り組む重点分野などをどのように位置づけるのか、今こそ明確にする必要があると思います。

以上のことを踏まえ、市長にお伺いをしていきたいと思います。

ヒグマ対策は、本市単独で完結できるものではなく、国、北海道、周辺自治体との連携が不可欠であることが、これまでの答弁からも明らかになっております。改めてではありますが、市民の安

全確保に責任を持つ自治体として、旭川市が独自にどのような姿勢で対策に取り組んでいくかも極めて重要でございます。

そこで、まず、国に対しては、専門人材の育成や財政支援の充実など、どのような支援を求めていくのか、今後の要望の方向性をお伺いしたいと思います。

その上で、北海道や周辺自治体との広域連携を進める中で、旭川市として独自に果たすべき役割や、主体的に取り組むべき重点分野をどのように捉えているのか、市長としてのお考えをお示しいただきたいと思います。

また、国では、年度内に戦略的、計画的な熊対策の方向性を示すクマ対策ロードマップを策定する予定とされております。この国の指針は、本市の長期的なヒグマ対策を検討する上でも基盤となるものと考えているところであります。

そこで、市長にお伺いしたいと思います。

国が示すロードマップや北海道の方針を踏まえつつ、旭川市としてどのような長期的な対策の方向性を示し、どのような独自の取組を展開していくお考えなのか、具体的にお聞きしたいと思います。

さらに、市民の命と暮らしを守るため、市長御自身がどのような姿勢と決意を持ってヒグマ対策に臨むのか、改めてお伺いしておきたいと思います。

以上、3回目の御答弁をお聞きし、私の一般質問を終わります。

○議長（福居秀雄） 今津市長。

○市長（今津寛介） 初めに、今後の国への要望の方向性でございますが、本年9月に、北海道と市長会、町村会が連名で、国に対し、ヒグマ対策に関する財政支援の拡充や人材育成などについて緊急要望書を提出しているところであります。今後も、引き続き、様々な機会を通じて、国に対し、ヒグマ対策に関する支援などについて要望してまいります。

次に、今後の取組についてでございますが、今年中に国が取りまとめるクマ対策ロードマップで示される内容を踏まえ、人とヒグマのあつれきの低減に向け、実効性のある春期管理捕獲などを展開してまいります。

次に、今年は、本市でも住宅街へのヒグマの出没がありました。今後も、決して人的被害を発生させることなく、市民が安心して暮らせる環境を守ることが何より重要でございます。

そのために、本市には旭山動物園もございますし、環境部としっかりと連携をして、学校での学習機会の確保や、広く市民を対象にしたシンポジウムの開催など、普及啓発を強化するとともに、獣友会や警察、北海道や周辺自治体、時には自衛隊の皆様とも連携強化を図り、さらに、他都市の対策も参考にしながら、1市8町を中心とした上川地域のヒグマ対策での中心的役割を担うよう取組を進めてまいります。

○議長（福居秀雄） 以上で、中野議員の質問を終了いたします。

（中野議員、議員席に着席）

○議長（福居秀雄） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時24分

再開 午後1時00分

○議長（福居秀雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

えびな議員。

（えびな議員、質疑質問席に着席）

○えびな安信議員 皆様、こんにちは。

まず、青森県東方沖で発生した地震で被害に遭われた皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

初めに、旭川市立の小中学校を取り巻く環境について伺ってまいります。

令和7年度の旭川市貢献賞表彰式にて、本田哲嗣先生ほか5名の皆様がそれぞれ社会貢献賞と産業貢献賞を受賞されました。誠におめでとうございます。

旭川市教育委員会委員として、教育行政の推進に貢献された本田先生は、私の小学3、4年生のときの担任でありまして、先生と作る行書体の印鑑が大好きで、習字クラブで本当にお世話になりました。

思い出しますと、小学校1年生から斎藤忠男先生、西尾直樹先生、中学に上がってからは、佐藤保先生、高野拓実先生という担任をはじめとするすばらしい先生方に御指導いただき、大変お世話になりました。

この市議会議場には、元先生がいらっしゃいまして、現職時代は生徒たちから慕われる先生方だったのではないかと拝察しております。3人の先生方は、御縁があって市議会議員というキャリアを選ばれているわけですが、今、人生100年時代ということで、本市では、再就職ということを考える先生も多いかと思います。

まず、本市における教職員の再就職について伺っていきたいと思います。

本市の職員は、退職後、利益関係にある企業に一定の期間勤められないというルールがあると思いますが、どのようになっていますでしょうか。

○議長（福居秀雄） 坂本学校教育部長。

○学校教育部長（坂本考生） 市立小中学校に勤務する教職員の再就職については、市職員と同様、離職前5年間の職務に関して、現職職員への働きかけを離職後2年間禁止するなどの規制があり、校長については、離職後2年間、営利企業に再就職した場合は、市教委に届け出ることとなっております。

○議長（福居秀雄） えびな議員。

○えびな安信議員 地方公務員法の規制により、現職職員への働きかけは、離職後2年間禁止されることがあります。

先日、某中学校の親御さんからお話を伺いました。入学時、いろいろと出費がかさむ中で、制服や指定の体操着、靴などを4か所ばらばらに購入しなければならず、時間も取られて大変だったという御不満でした。

こういった入学における準備物の購入先は誰が決定しているのか、お答えください。

○議長（福居秀雄） 学校教育部長。

○学校教育部長（坂本考生） 市立中学校の制服や体操着などについては、各学校が校内検討委員会を設置し、購入先も含めて選定を行っております。

○議長（福居秀雄） えびな議員。

○えびな安信議員 各学校が校内検討委員会で購入先の選定を行っているということで、私が聞いた話では、校長先生の権限も強いとのことでした。

本市では、こういった購入先の選定や契約により、先生方がお礼ということでリベートやマージン等をもらっているというケースはないのか、お答えください。

○議長（福居秀雄） 学校教育部長。

○学校教育部長（坂本考生） これまで、制服などの購入に当たり、学校が不正な払戻しを受けたという報告はございません。

○議長（福居秀雄） えびな議員。

○えびな安信議員 そういう報告はないそうですが、例えば、校内検討委員会で、権限の強い校長先生に仲間の元校長先生が働きかけるなど、先輩、後輩の立場などで購入業者を決めるということはないのでしょうか、お答えください。

○議長（福居秀雄） 学校教育部長。

○学校教育部長（坂本考生） 制服や体操着等の選定は、国の通知に基づき、校内検討委員会で保護者やPTAから意見を伺い、公正、公平かつ保護者負担の軽減に配慮しながら対応しております。

○議長（福居秀雄） えびな議員。

○えびな安信議員 入学式までにそろえるものは、制服や体操着、靴のほかにも、かばんなど様々なものがあり、最近は、物価高により6万円以上の出費となる場合があると伺っています。また、特に入学時に購入するものは、一度限りのものが多いため、新入生の保護者の意見が反映されにくいことも考えられます。私的な関係で企業からリベートをもらっているということはないとのお答えでしたので、金銭的にも、時間的にも、保護者の負担軽減に努めていただきたいと指摘をいたします。

次に、旭川市の教員の犯罪行為について、過去30年間の履歴をお示しください。

○議長（福居秀雄） 学校教育部長。

○学校教育部長（坂本考生） 旭川市立小中学校の教職員の犯罪行為についてであります。

平成7年度から令和6年度までの過去30年間において、交通違反を除いた懲戒処分の件数は56件あり、内訳では、体罰24件、わいせつ・セクハラ10件、金銭事故1件、個人情報の紛失など21件となっています。犯罪行為では、窃盗や傷害、強制わいせつのほか、北海道青少年健全育成条例違反や、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律違反などあります。

○議長（福居秀雄） えびな議員。

○えびな安信議員 過去30年間において、懲戒処分は56件あったとのことでした。最近の話を聞きすると、令和元年以降、4件の違法行為があり、1人は北海道青少年健全育成条例違反、2人は児童買春だったそうです。

一般的に、教員の犯罪率は、その他の職種と比べ、少ないという統計が出ていますので、安易に教員と性犯罪を結びつけるのはよくないと思いますが、この懲戒処分としてカウントされないケースとして、依頼退職という抜け道があるというふうに伺っております。

旭川市に限った話ではないですが、かつて、教員が性犯罪を起こした場合、学校や教育委員会は、教員を懲戒免職ではなく依頼退職へ誘導することがあったそうですが、その理由として、懲戒免職

は記録に残り、退職金も支払われないことに対し、依頼退職ならば退職金が支給され、公式な記録にも残らず、学校側も問題を隠蔽できたからだそうです。

私の中学生時代、ある先生が姿を消したのですが、聞くところによると、学校近くの商業施設のエスカレーターで盗撮行為を行ったそうです。どういった処分を受けたかは聞いておりません。それからしばらくして、私が高校生になったとき、ある日中のライブ会場にその姿を消した先生が現れました。その手にはカメラを持っていたそうで、女性を物色しているような気配があつたため、友人が念のため、録画画像を確認したところ、ライブ映像ではなく、盗撮画像が映っており、そのまま警察に引き渡したそうです。

性犯罪は、一般的に再犯率が高いと言われていますが、旭川市では、過去に未成年に対する性犯罪歴がある人が学校の先生になれないようになっているのでしょうか。

○議長（福居秀雄） 学校教育部長。

○学校教育部長（坂本考生） 旭川市立小中学校の教職員の採用については、任命権者である北海道教育委員会が、令和4年施行の教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律に基づき、また、令和5年度からは、文部科学省の特定免許状失効者等に関する情報に係るデータベースを活用し、わいせつ行為により免許が失効または取上げとなった者に該当しないことを確認の上、細心の注意を払って対応しているものと考えております。

○議長（福居秀雄） えびな議員。

○えびな安信議員 令和4年に施行された教員による児童生徒性暴力防止法により、教員の児童生徒に対する性暴力が明確に禁止されました。また、性犯罪で免許が失効した教員への再授与が厳格化され、教員の性犯罪歴を少なくとも40年間記録するデータベースが整備され、北海道では、令和5年度より、教育委員会間での情報共有がなされているそうです。また、子どもと接する職業に就く人の性犯罪歴を確認することを義務づける日本版DBSが来年度導入されると伺っております。

本市の職員採用に影響はあるのでしょうか。

○議長（福居秀雄） 学校教育部長。

○学校教育部長（坂本考生） 旭川市立小中学校の教職員については、任命権者の北海道教育委員会において、引き続き、適格性を有する者を厳格に選考されるものと考えております。

○議長（福居秀雄） えびな議員。

○えびな安信議員 政府が令和8年12月までに施行を目指す日本版DBSの対象は、学校や幼稚園、保育園だけでなく、学習塾やスポーツ団体など、子どもに関わる全ての業種となり、採用時に最大20年間遡った性犯罪歴の紹介が義務づけられます。また、新規採用だけではなく、現職の人に対しても確認を行わなくてはなりません。

学校だけではなく、広く子どもを守るための仕組みが整備されつつあるようですが、私も、今回の一般質問の準備に当たり、学校を取り巻く環境についていろいろな資料を調べさせていただきました。

令和5年度公立学校教職員の人事行政状況調査によると、全国の教育職員による懲戒処分の合計は921件で、訓告等が3千908件でした。懲戒処分のうち、一番数が多いのがその他の服務違反等で316件、2番目に多いのが性犯罪、性暴力等で289件であり、3番目が交通違反、交通事故192件、あとは、体罰が74件、不適切指導が50件となっております。

ちなみに、その他の服務違反等に関わる懲戒処分で一番多い理由は、公費の不正執行または手当等の不正受給となります。

さて、性犯罪、性暴力等による懲戒処分が全体の懲戒処分の31%を占めているわけですが、その中には、教員による児童生徒性暴力防止法の第2条第3項で定義されている盗撮行為が含まれます。

近年、学校における教員グループによる盗撮事件が大きな社会問題となっておりますが、本市ではどのような対策を行っているか、お尋ねいたします。

○議長（福居秀雄） 学校教育部長。

○学校教育部長（坂本考生） 今年度、道内外の教員が女子児童を盗撮し、SNS上で画像を共有していた事件が発生いたしました。

本市では、北海道教育委員会からの通知を受け、速やかに、各学校に対して、施設の緊急点検や、隠しカメラの設置防止のための不要物品の撤去、教職員研修、児童生徒や保護者への相談窓口の周知を図るよう指導しております。

各学校では、私物のスマートフォンなどの取扱いについて、児童生徒が活動する場所への持込みと撮影を禁止し、撮影する場合は、校長の許可を得て、学校が管理するカメラ等で行い、データを管理することなど、性暴力の根絶に向けた取組を強化しております。

○議長（福居秀雄） えびな議員。

○えびな安信議員 施設の緊急点検や、隠しカメラ設置防止のための不用物品の撤去を行い、私物のスマートフォンを児童生徒の活動場所へ持ち込むことを禁止しているとのことです。

各学校での対策徹底には限界があり、ルールが決まっていないようにも思います。学校における盗撮行為防止のためのガイドラインはあるのでしょうか。

○議長（福居秀雄） 学校教育部長。

○学校教育部長（坂本考生） 盗撮行為の防止については、本市独自のガイドラインはございませんが、引き続き、各学校に対し、北海道教育委員会の通知を踏まえ、施設の定期点検に加え、教職員研修など様々な機会を通じて職員のモラルや自覚を高め、未然防止が図られるよう、取組の徹底を指導してまいります。

○議長（福居秀雄） えびな議員。

○えびな安信議員 現在、ガイドラインはなく、未然防止が図られるよう取組をしていくとの回答でした。

京都府の長岡京市では、令和7年9月に、市立学校教員が盗撮容疑で逮捕されたことを受け、児童生徒の安全を守るため、再発防止を徹底する目的で、学校における盗撮行為防止のためのガイドラインが作成されています。

よくつくられており、本市でもぜひ参考にしていただきたいのですが、そのガイドラインの未然防止対策には、男女別の専用更衣室を設けることが記載されており、施設上、専用更衣室の設置が困難な学校においては、施設の改修を含め、速やかな設置に努めるとあります。

現在、市内の小中学校で着替えが必要な授業などの場合、どのように着替えているのでしょうか。

○議長（福居秀雄） 学校教育部長。

○学校教育部長（坂本考生） 小学校の水泳授業や中学校の保健体育の授業、部活動などで着替え

を行う場合は、学校施設の実情に応じ、更衣室や空き教室を利用しておる、いずれもパーティションや遮光カーテンを活用し、外部からの視線を遮断する措置を講じるなど、児童生徒が安心して着替えができるよう対応しております。

○議長（福居秀雄） えびな議員。

○えびな安信議員 現在、盗撮の手口はカメラと見分けがつかないほど小型のものが使われるなど、巧妙になっており、児童が見抜くのはなかなか難しいのではないかと考えます。ましてや、パーティションや遮光カーテンは、人の目を避けることができるものの、教室や更衣室内部にカメラが仕掛けられた場合、撮影を妨げるとは言い切れません。

先日、市民と議会の意見交換会子育て文教班でも、保護者から盗撮機器の調査をしていくべきと声が上がっていましたが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（福居秀雄） 学校教育部長。

○学校教育部長（坂本考生） 盗撮による児童生徒の性被害が社会問題となっており、学校内の盗撮カメラの探査について、民間事業者に委託して調査を実施している自治体があることは承知しているところであります。

民間事業者による調査では、専門機器を使って精度の高い調査が期待できる一方、全ての小中学校で実施するためには、事業者が限定されていることや、財源の確保が大きな課題になっていると考えております。

○議長（福居秀雄） えびな議員。

○えびな安信議員 全ての学校で実施するための財源確保は難しいとのお答えでした。

だとすれば、まずは、1校、2校からスマールスタートで始めることにより、もし、そのほかにカメラが仕掛けられている学校があった場合、ここも調査されるかもしれないということで、さらなる盗撮防止につながる抑止的効果も期待できると思います。

まずは、本市として、盗撮機器を調査する姿勢を示す必要性があると考えますが、見解をお尋ねします。

○議長（福居秀雄） 学校教育部長。

○学校教育部長（坂本考生） 盗撮機器については、設置や取り外しが簡単にできるもの多いため、一定の頻度で全ての学校の調査を行うことで未然防止の効果が高まると予測されます。一方で、こうした調査を民間事業者に委託した場合、費用が高額となるため、モデル的に実施することも抑止力という意味で効果が期待できるものと考えています。

北海道教育委員会からは、今後、盗撮カメラ探知機を購入し、各教育局を通じて、道立学校をはじめ、小中学校にも貸し出すと聞いております。まずは、こうした機器の活用を学校に促し、あわせて、受託可能な事業者や費用対効果も精査しながら、具体的な調査手法を検討してまいります。

○議長（福居秀雄） えびな議員。

○えびな安信議員 北海道教育委員会での盗撮カメラ探知機の購入は、盗撮に対する大きな危機感の表れと捉えられます。

本市でも、現実的な金額で調査を受託可能な事業者や、地元で調査に協力してくれる企業を募るなど、コストを抑えつつ、速やかな対応が必要であると指摘いたします。

さて、本市では、旭川市いじめ防止対策推進条例公布後、いじめについては、大きく関心が高ま

り、たくさんの報告が上がるようになってきました。令和6年度のいじめの認知件数7千498件は、令和4年度の報告件数1千698件の4.4倍だと伺っております。

私も、学校関係の相談を受けることがあります、先生が信用されていないと感じることもあります。まだまだ学校は聖域だとの印象があり、今、本市の児童生徒が安心できる環境であると言い切れるのか、疑問であります。

本市の学校環境について、教育長の考えをお聞かせください。

○議長（福居秀雄） 野崎教育長。

○教育長（野崎幸宏） 教職員に関わりまして、教職員は、日頃から使命感を持って子どもたちに向き合っていただいておりまして、よりよい教育の実現に向けて取り組んでいるというところであります。

しかしながら、一方、教職員が犯罪行為を犯してしまうということになると、児童生徒や保護者、市民からの信頼を一瞬にして失ってしまうというものであります、これは断じて許されるものではないと思っております。

これまでも、各種会議や教職員研修など、機会あるごとに注意喚起や啓発を行うなど、各学校においては、校長との個別面談を通じて職員の意識高揚を図って、教職員同士が声かけを行うなど、相互連携の取組を行ってきたところであります。

不祥事防止に向けては、自らの行為がもたらす結果、そして、それに伴う周囲への影響ということを一人一人が具体的に想像するということが何よりも重要でありますので、校長からの一方的な指導だけではなく、職員同士が話し合い、具体的にどのようなことが今必要なのか、確認することを通じて、相互の牽制が働くような取組も必要であります。

いずれにいたしましても、子どもたちの安心、安全な教育環境の実現に向けて、教職員に教育公務員としての自覚と責任を強く促して、一人一人の心に響く効果的な取組を進めてまいりたいと考えております。

○議長（福居秀雄） えびな議員。

○えびな安信議員 野崎教育長は、大変な時期に就任され、たくさんの御苦労をされてこられたかと思います。本当にお疲れさまでした。

子どもたちは、大人の背中を見て育ちます。だからこそ、学校現場を取り巻く環境は大事だと考えます。

学生服一つを取っても、買いやしいものなのか、デザインや機能など品質がいいのか、地域にゆかりがあるものなのか、答弁の中にもあったとおり、皆に説明できる公平さ、公正さが求められるのではないでしょうか。

また、教職員による性犯罪、性暴力等においての懲戒処分の件数は、発覚件数でもあります、性被害は暗数が多く、86%が発覚していないという調査結果もあります。盗撮防止も含め、信頼できる学校教育現場づくりに努めていただくようお願いいたします。

さて、いろいろ厳しい話をしてまいりましたが、多くの教員は、違法行為とは程遠く、子どもたちに、知識だけではなく、情熱を持って人生の楽しさや厳しさを教えられる優秀な先生であります。その証拠に、本市の先生の子どもたちが教員を志し、立派に努めている話も多く聞きます。

いじめ問題で、旭川市の教育行政は大変注目されています。これからの中の子どもたちの未来のため

にどのような教育が必要だと考えているのか、最後に、市長の考えをお聞かせください。

○議長（福居秀雄） 今津市長。

○市長（今津寛介） いじめ問題につきましては、繰り返してはならない教訓として、真相解明と再発防止に努めてまいりました。今後も、旭川モデルの全国への展開に取り組んでいく決意です。

またあわせて、子どもたちの生命と尊厳を守り、予測困難な社会にあってもたくましく生きる力を育む教育が重要でございます。他者の痛みを自らのこととして感じ取り、氾濫する情報に流されず、適切に判断し、行動できる自立した力を養うことが不可欠であると考えております。

そのためには、今ほど御質疑をいただきましたけれども、子どもたちが絶対的に安心、安全に学ぶ環境をつくることは当然のこととございまして、加えて、子どもや保護者から信頼される学校づくりを進めるとともに、家庭や地域、行政が一体となって社会全体で子どもたちを見守り、支えていくことが必要だと考えております。

旭川市の子どもたちが、自らの可能性を信じ、未来に夢と希望を抱き、健やかに成長できるよう、教育委員会と連携し、本市教育の発展に取り組んでまいります。

○議長（福居秀雄） えびな議員。

○えびな安信議員 先日、全道で好成績を収めた中学生野球チームの市長表敬に立ち会わせていただきました。市長が一人一人に大会で学んだことを尋ねつつ、アドバイスもして、子どもたちは、市長と話せたということで自信と笑顔があふれ、その子どもたちを見て、保護者の皆さんも喜び、とてもすてきな時間でした。家庭も、地域も、行政も、皆が本気で関われば、よりよい教育環境をつくっていけると信じ、次の質問に移りたいと思います。

花咲スポーツ公園についてです。

花咲スポーツ公園は、昔から市民の憩いの場ですが、道北のスポーツの中心地でもあります。陸上競技場は、昭和57年9月23日設置ということで、私と誕生日が1か月ぐらいしか変わりません。同じ43歳です。小学生時代には、プールやスケートで遊び、みずほ通商店街のおじさんには軟式野球場でキャッチボールを教えてもらい、中学時代にはテニスコートにお世話になり、高校時代の体育祭も花咲スポーツ公園の陸上競技場で行われました。多くの市民にとって思い出のある場所かと思います。

花咲スポーツ公園の再整備については、これまでも所管である経済建設常任委員会にて協議がなされてきたかと思いますが、現在は、花咲スポーツ公園再整備基本計画について取組が進められているかと思います。

改めて、どういった方向性であるか、これまでの経過と進捗状況について伺います。

○議長（福居秀雄） 樋井副市長。

○副市長（樋井正将） 花咲スポーツ公園については、多くの施設が設置から30年以上が経過し、老朽化が進んでおりますことから、多様化するスポーツニーズに対応できていない等の課題があつたことから、これらの課題に計画的に対応するため、令和6年3月に花咲スポーツ公園再整備基本構想を策定し、公園全体の再整備を進めることとしたところでございます。

基本構想では、今後の方向性として、機能を維持する施設、機能の見直し検討が必要な施設、建て替えにより新たな機能の導入を検討する施設に分類いたしまして整理を行い、建設から40年以上が経過し、一部耐震基準に合っていない総合体育館につきましては、建て替えの対象として、令

和6年度は花咲スポーツ公園新アリーナ等基本計画を、また、令和7年度以降は花咲スポーツ公園再整備基本計画を策定するといったようなことを位置づけているところでございます。

これらの考え方に基づきまして、令和6年度は、現総合体育館を建て替えにより新たな機能の導入を行う施設整備を行うための花咲スポーツ公園新アリーナ等基本計画の策定を行い、今年度は、機能の見直し検討が必要な施設の整理に向け、花咲スポーツ公園再整備基本計画の中間取りまとめを行ったところでございます。

○議長（福居秀雄） えびな議員。

○えびな安信議員 今年度の花咲スポーツ公園再整備基本計画の策定に当たり、中間取りまとめが行われているとの答弁でした。

この中間取りまとめには、パブリックコメントも実施されていまして、機能の見直し検討が必要な施設として考え方を示されています。具体的には、スケート場の廃止とプールの改修についてであります。先日、市内の民間スポーツクラブが営業するプールが本年12月をもって営業を終了するということが発表されました。営業終了により、今後の市内プール事情に影響が出るのではないかと心配されるところです。

パブリックコメントではどのような意見があつて、市として、どう考え方を整理していくのか、お聞かせください。

○議長（福居秀雄） 桧井副市長。

○副市長（桜井正将） 意見提出手続につきましては、本年10月15日から11月14日までの期間で意見募集を行い、今回見直しを行う施設としていたスケート場及び屋外プールのうち、スケート場に係る御意見はありませんでしたが、屋外プールにつきましては、多目的プールの設置を望む御意見や50メートルプールの存続を望む御意見などをいただいたところです。

一方で、御指摘のとおり、意見提出期間中に、25メートルプールがある市内民間施設の営業停止が公表されまして、市内プールの環境が大きく変化することへの懸念に係る御意見もあり、プールの改修につきましては、来年度の花咲スポーツ公園再整備基本計画の策定に向けて、改めて、プール施設の利用状況などの調査を行うなど、見直しの方向性を検討してまいりたいと考えております。

○議長（福居秀雄） えびな議員。

○えびな安信議員 私も、パブリックコメントを読ませていただきました。市内での民間事業者の屋内プールが閉鎖、廃止されることによる強い懸念が意見として反映されていました。

花咲スポーツ公園のプール改修については、市内のプール環境の変化を受け、改めて見直しの方向性を検討するということですが、現在、市が管理しているプールはどのような状況か、お示しください。

○議長（福居秀雄） 桧井副市長。

○副市長（桜井正将） 本市が管理するプールにつきましては、小中学校のプールを除きますと、花咲スポーツ公園、常磐公園、千代の山公園、新富公園、近文市民ふれあいセンター、旭川市障害者福祉センターの6か所でございます。

そのうち、プールの規格と開設時期は、花咲スポーツ公園が屋外型の50メートルと25メートルプールで、7月と8月に開設しております。常磐公園、千代の山公園及び新富公園の3か所は、

屋根にシートを張るタイプの屋内型の25メートルプールで、6月から9月までの開設、近文ふれあいセンター及び旭川市障害者福祉センターの2か所は、屋内型の25メートルプールで通年での開設でございます。

○議長（福居秀雄） えびな議員。

○えびな安信議員 市が管理する6か所のプールのうち、年間を通じて利用できる屋内型プールは2か所ということでありました。民間で経営している屋内プールが12月で営業終了となり、泳げるところが少なくなるので、市内に屋内型プールができたらいいのにという声が至るところから聞こえてきます。

本市の金メダリスト北口榛花選手も、その民間クラブで水泳選手だったそうです。また、道北のスポーツ拠点である旭川市に、日本水泳連盟公認の屋内50メートルプールがないということは、以前からも言われてきました。

旭川市では、これまでスポーツ施設の整備を行う際、スポーツ団体の意見を聞く機会を設けてきたと思いますが、水泳協会などの関係者と意見交換などを行ったのでしょうか、行ったのであれば、どのような意見があつて、市としてどのように考えているのか、お聞かせください。

○議長（福居秀雄） 樋井副市長。

○副市長（樋井正将） 水泳協会の関係者とは、市内の民間スポーツクラブが営業するプールが本年12月をもって営業を終了することが公表された後の本年11月に意見交換を行い、プール事情等について意見を伺ったところでございます。例えば、屋内プールが整備されれば利用者が増えると思う、また、市内のプールは多目的プールが多く、大会や競技を開催できるプールがない、また、水深の変更が可能なプールもあるので、様々なニーズに対応できる整備を希望するなどの御意見をいただいたところでございます。

屋内プールの整備につきましては、例えば、市がそういったものを整備するといったようによりまして、既存の民間のプールの利用者が減り、さらなる民間事業者の撤退を招くことがないように留意する必要もありますので、市内全域のプールの状況を踏まえた上で、求められる設置の目的や利用目的から検討し、その上で、行政と民間のどちらが主体となって整備すべきなのかについても整理を行うとともに、あわせて、市民の方々の利便性の向上と、整備や運営の費用のバランスなども検討する必要があるものと考えているところでございます。

○議長（福居秀雄） えびな議員。

○えびな安信議員 プールについては、将来的な課題であると受け止めます。冬、使えなくなるプールがどれだけ必要か、小さなプールを減らし、大きな温水プールへと集約できないかなども、民業圧迫の観点も考えていただきながら御検討いただきたいと指摘いたします。

さて、花咲スポーツ公園再整備の核となるのは、やはり、花咲新アリーナの整備であります。今定例会でも闘闘に議論がなされていますが、これまででも、議会における質疑などを通して、整備に向けた考え方や内容、スケジュールが示されてきました。また、花咲新アリーナと併せて、東光スポーツ公園複合体育施設の整備を進めることについても示されました。

これらの施設の必要性については、施設に求める機能や役割がそれぞれ明確に違うと認識していますが、基本計画の中間取りまとめでは、市内に大きな体育館は2つも必要ないのではないか、総合体育館の後継を東光スポーツ公園複合体育施設とするなら、花咲新アリーナは要らないのではないか

いかという意見もあったと聞いております。

どうしてそのような誤解があるのか、改めて、これら2施設の必要性や役割についてお示しいただきたいと思います。

○議長（福居秀雄） 棚井副市長。

○副市長（棚井正将） 現在、市内でのスポーツ大会開催の要望に当たりましては、施設が確保できないことから、希望施設での開催に至らない状況が生じているとともに、スポーツ大会開催によって市民の一般利用に制限がかかるなど、屋内スポーツ施設の不足が続いている状況でございます。

このような状況を踏まえ、花咲スポーツ公園再整備基本構想、花咲スポーツ公園新アリーナ等基本計画及び東光スポーツ公園基本計画（複合体育施設）の改定版において、花咲新アリーナと東光スポーツ公園複合体育施設の役割分担を明確にした上で、役割に応じた施設内容に見直しを行い、整備することで、両施設を併せて本市のスポーツニーズに応えることとしております。

のことから、東光スポーツ公園複合体育施設を現在の花咲スポーツ公園総合体育館の後継施設としているものではないと考えておりますし、先ほど述べた基本構想及び基本計画においても後継施設と位置づけているものではございません。

また、この両施設の役割分担に基づき、花咲新アリーナは、プロスポーツやライブ、コンサートなど多目的な用途に対応したプロフィットセンター機能を有する多目的アリーナとして、東光スポーツ公園複合体育施設は、市民利用や体育大会開催に適したスポーツ施設として整備を行ってまいりたいと考えております。

○議長（福居秀雄） えびな議員。

○えびな安信議員 花咲新アリーナは、プロスポーツやライブ、コンサートなど、多目的な用途に対応したプロフィットセンターとして整備するとのことで、これまで市内には存在しなかった施設形態であり、市民の期待も高いかと考えます。

整備に当たっては、市の財政負担を軽減するため、官民連携手法を決定し、前例にとらわれず、全国的にもまだ事例が少ない非保有方式で進めることを決定し、着々と手続が進んでいるところです。この手法は、民間のアイデアやノウハウが最大限に生かされる手法の一つであり、我々行政では描き得ないプロフィットセンターとしての機能を大いに発揮いただきたいと期待するところです。

そこで、お尋ねいたしますが、新たな施設形態、プロフィットセンターとなる花咲新アリーナに何を期待するのか、お聞かせください。

○議長（福居秀雄） 棚井副市長。

○副市長（棚井正将） 花咲新アリーナにつきましては、非保有方式で整備を行うということとしておりまして、議員も御指摘のとおり、同方式は、経営の自由度が高く、施設整備・運営の自由度が高いことから、事業者のアイデアやノウハウを十分に生かすことが可能であり、利用ニーズに柔軟かつ迅速に対応できるなど、アリーナ運営のポテンシャルを最大限に生かすことが期待されております。また、スポーツと多様なコンテンツによる様々な魅力が提供されるなど、市民にとっても、質の高いサービスを受けることにつながることを期待しているものでございます。

○議長（福居秀雄） えびな議員。

○えびな安信議員 新アリーナは、旭川のチャレンジ精神のランドマークとなり得ますし、完成に向けて、日本中から大きな注目を集めることと思います。

私は、エスコンフィールドが話題に出るたびに、北広島はいいなと羨んでいましたが、そういうたどきどきやわくわくが旭川にも押し寄せる、そして、喜んでお金を使っていただけるアリーナということで、民間事業者の方に投資をしていただければいいなというふうに思っております。

これからいよいよ全体像が描かれていくわけですが、花咲スポーツ公園再整備の目指すべき姿について、市長のお考えをお聞かせください。

○議長（福居秀雄） 市長。

○市長（今津寛介） 現在、新アリーナの整備を核といたしまして、花咲スポーツ公園全体の再整備に向けて取り組んでいるところでございます。

新アリーナの整備に当たっては、民間事業者のノウハウやアイデアを十分に発揮していただくことで、旭川で今まで開催してこなかったような大規模なコンサート、ライブ、あるいはイベント、プロスポーツなど、様々な新たな魅力やにぎわいの創出につながる施設となることが期待できます。また、そのことと併せて、交流人口の拡大が図られ、宿泊、飲食、様々な経済波及効果が見込まれると考えております。

また、花咲スポーツ公園は、陸上競技場やスタルヒン球場、テニスコート、プール、球技場、馬場、弓道場、そして軟式野球場など、バランスよく配置をされたポテンシャルの高いスポーツ公園であることから、スポーツ王国旭川の拠点として、そして、さらには、今後もスポーツを通じた市民の健康づくりに資する公園にしてまいりたいと考えております。

新アリーナを中心とした花咲スポーツ公園再整備が本市のまちづくりの新たな核となり、これから若い世代をはじめ、幅広い方々に人口減少社会にあっても未来への夢と希望を持っていただけよう、ひいては旭川の活性化につながっていくよう、しっかりと取り組んでまいります。

○議長（福居秀雄） えびな議員。

○えびな安信議員 花咲スポーツ公園は桜の名所でもあります。民間の力も借りながら、その名のとおり、さらにたくさんの市民の笑顔が花咲く場所にしていただきたいと、多くの期待を寄せつつ、次の質問に移ります。

今年の第2回定例会、これから旭川市についてという項目で市長に質問をさせていただき、本市の長期的なビジョンについてお答えをいただきました。

市長は、その後、選挙に向け、「旭川未来ビジョンN E X T 一次なる挑戦！－」として、100にも上る項目を公約にまとめ上げていらっしゃったかと思います。では、その未来に向けて歩んでいくための原資はどこかといいますと、安定した財政収支による裏づけが必要かと思います。

本市は、これまで財政健全化に取り組んできましたが、令和6年度予算を基に、令和6年度から令和9年度までの財政収支見通しを推計したところ、累計89億円の収支不足が見込まれるということでありました。

本市では、行財政改革推進プログラム2024において、効果的、効率的な行政運営、安定的で持続可能な財政運営、多様な主体との連携・協働の3つを進めておりますが、財政面の進捗状況についてお伺いします。

○議長（福居秀雄） 熊谷総合政策部長。

○総合政策部長（熊谷好規） 行財政改革推進プログラム2024におきましては、令和6年度から令和9年度までの財政収支見通しで累計89億円の収支不足額を見込み、その解消に向けて、収

入の確保や支出の抑制など、財政健全化の取組を進めることとしております。

令和7年度当初予算までの取組状況につきましては、収入の確保では、ふるさと納税の推進やその他の収入の確保で17億円、支出の抑制では、公共事業や特別会計繰出金の抑制などで18億5千万円であり、令和9年度までの財源確保目標額89億円に対し、確保額は35億5千万円となっております。

○議長（福居秀雄） えびな議員。

○えびな安信議員 今年度当初予算までの取組状況において17億円の収入を上積みし、18億5千万円の支出抑制と併せ、35億5千万円を確保しているとのお答えでした。

再来年度までに89億円を達成するためには、残り53億5千万円を2年に分けて確保していくことが求められると思いますが、今後の財源獲得はどのように行っていくのでしょうか。

○議長（福居秀雄） 総合政策部長。

○総合政策部長（熊谷好規） 今後におきましても、市税の確保やさらなる国費等の活用、ふるさと納税の強化、受益と負担の適正化に加え、業務の効率化による時間外勤務の削減や、既存事業の見直し、公共施設の統廃合など、歳入と歳出両面から財源確保の取組を進めてまいりたいと考えております。

○議長（福居秀雄） えびな議員。

○えびな安信議員 北見市では、多額の財源不足に陥る見込みから令和6年11月に財政健全化計画を立てましたが、新年度予算発表1か月前に新たに15億円の財源不足が判明し、令和7年度は深刻な財政状況となっております。財政の健全性を示す指標を見ると、令和6年度において実質公債費比率が12.5%、将来負担比率が153.5%と、令和5年度に比べて増加している状況です。

同じく、旭川市の指標を見てみると、実質公債費比率が9.1%、将来負担比率が84.2%となっており、令和5年度と比べて微増しています。これは、北見市の数値からは開きがあるものの、全国中核市の中でも高い水準にあると思いますが、今後の財政面の見通しについてお示しください。

○議長（福居秀雄） 総合政策部長。

○総合政策部長（熊谷好規） 本市の実質公債費比率及び将来負担比率につきましては、新庁舎の整備等に伴い、上昇傾向で、中核市の中でも高いほうであるため、交付税措置のある財政的に有利な市債を最大限に活用するなど、財政負担の軽減とともに、数値の改善にも取り組んでまいりたいと考えております。

今後も、物価の高騰や施設の老朽化に伴う対応など財政需要の増加が見込まれるところでありますが、企業や観光客の誘致等によるさらなる市税の確保に加え、国や北海道の補助金獲得、事業手法の見直しなど、財政健全化に向けた取組を着実に進めることにより、一定の財政調整基金残高を維持しながら持続可能な財政運営を行ってまいります。

○議長（福居秀雄） えびな議員。

○えびな安信議員 持続可能な財政運営には問題ないとお答えと理解いたします。

現在の行財政改革推進プログラムの終期である令和9年度は、平成28年度から令和9年度を期間とする第8次総合計画の終期であります。

今までの総合計画は、旭川市の目指す都市像とその実現に向けた取組を明らかにした中長期的なまちづくりの方向性を示すものであります。今津市長は、100にも上る公約を掲げ、71.2%という信頼を得て、2期目の再選をされました。市民の皆様も大きな期待を寄せていることと思いますが、次の総合計画について、市長としてどのようなイメージを持っているのか、お聞かせください。

○議長（福居秀雄） 市長。

○市長（今津寛介） 現在の総合計画は、まちづくりの将来像を示し、その実現に向けて取組を進めていく上で一定の役割を果たしてきました。

しかしながら、少子高齢化、人口減少の時代にあって、スピード感を求められる現状に合ったものになっているのか、加えて、市民や職員にとって身近で、共にまちづくりを進めていく指針はどのような形であるべきなのかについて、いま一度、検証する必要があると考えております。

このため、次の計画については、前例にとらわれず、総合計画という名称そのもの、あるいは構成を含め、大胆に見直してまいりたいと考えております。

○議長（福居秀雄） えびな議員。

○えびな安信議員 近年は、急激な変化が見られる社会情勢になってまいりました。前例にとらわれない次期計画が描かれるということで期待をしております。

さて、その次期計画にも反映されることになると思いますが、市長の旭川市の将来像はどのようなものでしょうか、また、それを実現していくためにどのようなことが必要とお考えか、お伺いして、私の一般質問を終わります。

○議長（福居秀雄） 市長。

○市長（今津寛介） 私が目指す旭川の将来像、歴史が培ってきた多くの魅力、それは、例えば1次産業であり、家具、木工、鉄工などのものづくりであり、あるいは、先ほど御質疑いただいたスポーツ、それから自然環境、食などなど、多くの魅力があると思いますが、こういったポテンシャルを最大限引き出していくことで、人口が減少する中でも活力があり、そして、誰もがまちの未来にわくわくするとともに、明るい未来を描くことができるまち、そして、医療、福祉、介護、こういったものに恵まれているまちでありますから、高齢者の皆様も、障害をお持ちの方も、誰もが安心、安全に暮らしていくまち、これが私の目指す旭川の将来像でございます。

旭川の未来を切り開いていくためには、行政、議会、市民が新時代旭川の将来像を共有し、その実現に向けて、オール旭川の力を結集していくことが重要であり、市政をさらに前進させるため、来年度から新たな計画の検討を行ってまいります。

○議長（福居秀雄） 以上で、えびな議員の質問を終了いたします。

（えびな議員、議員席に着席）

○議長（福居秀雄） 次に、金谷議員。

（金谷議員、質疑質問席に着席）

○金谷美奈子議員 初めに、昨夜の青森県東方沖での地震により被災し、被害に遭われた方々に、また、先日の大分市佐賀関における大規模火災で被災し、被害に遭われた方々に対して、心からお見舞いを申し上げます。

それでは、通告に従いまして、質問に入ります。

花咲スポーツ公園等テニスコート使用時間の朝練習対応についてです。

花咲スポーツ公園テニスコートの使用時間は、現在、条例で規定されており、朝6時からとなっており、朝練習を希望しているソフトテニス連盟からは、1時間早めるようにとの要望が出ており、また、硬式テニス協会からは、忠和テニスコートに合わせてほしいとの要望書が提出されております。

市は、これらの要望に対して検討をしているのでしょうか、見解についてお聞かせください。

○議長（福居秀雄） 富岡土木部長。

○土木部長（富岡賢司） 花咲スポーツ公園テニスコートにつきましては、本年5月から使用開始時間を午前6時からとしており、旭川テニス協会及び旭川ソフトテニス連盟から早朝使用に関する要望をいただいております。

この要望に対して、当該テニスコートの指定管理者と課題整理など運用面について協議を行っておりまして、御要望に対応できるよう、条例改正を含め、現在、検討を進めているところでございます。

○議長（福居秀雄） 金谷議員。

○金谷美奈子議員 現在、検討をしているということが分かりました。

しかし、同じ市のテニスコートでありながら、忠和のテニスコートは朝4時から利用ができます。同じテニスコートでも運用が異なるのはなぜでしょうか、理由についてお聞かせください。

また、この点、市民から見て非常に疑問があります。花咲スポーツ公園テニスコートについて、早朝から利用が可能となった場合、利用料はどのように考えているのでしょうか、併せて見解をお聞かせください。

○議長（福居秀雄） 土木部長。

○土木部長（富岡賢司） 忠和テニスコートと花咲スポーツ公園テニスコートとでは、立地条件、また設備に違いがございます。忠和テニスコートは郊外に設置をされておりまして、コート面はハードとクレーとなっており、人工芝と違って降雨時は滑り、プレーを中断しなければならないなどの天候の影響を受けやすい施設となっております。一方、花咲スポーツ公園テニスコートは、市街地に設置をされておりまして、全天候型の人工芝改修を順次進めているなど、質の高い施設となっており、忠和テニスコートと利用環境が異なるということでございます。

また、今後も継続して良好な施設整備を進めていく計画でありますので、使用時間を早めた場合の使用料につきましては、利用者に御負担をいただくという考えでございますので、その点について御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（福居秀雄） 金谷議員。

○金谷美奈子議員 花咲スポーツ公園テニスコートの朝の使用時間を早めるに当たり、いつからその利用をできることになるのでしょうか。条例改正が必要とのことですので、条例改正を含めて考え方をお聞かせください。

○議長（福居秀雄） 土木部長。

○土木部長（富岡賢司） 花咲スポーツ公園テニスコートにおける早朝使用に関する条例改正でございますけれども、早朝使用が可能となるように施設の運営を見直した場合、現在の管理体制を変更しなければならず、人材の確保、また費用面などの課題がございます。

しかし、これまでテニスコートの指定管理者と協議を進めてきた中で、一定程度、課題が整理をされて、早朝使用の実施の目途が立っておりますことから、来年度中の条例の改正に向けてしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（福居秀雄） 金谷議員。

○金谷美奈子議員 来年度中の条例改正と言いましたか。来年度中ということは、令和8年度中に条例を改正するということですか。

○議長（福居秀雄） 土木部長。

○土木部長（富岡賢司） 今の予定では、指定管理者との協議の中で、先ほども御説明しましたとおり、一定のめどが立っているということで、年度明けに市条例の改正を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（福居秀雄） 金谷議員。

○金谷美奈子議員 改めて確認できました。年明け、来年のですね、来年の、来年度、来年のっていうふうに聞こえたんですけど、年明け来年のですと第1回定例会ということになりますけれども。

○議長（福居秀雄） 土木部長。

○土木部長（富岡賢司） 来年度の改正を目途に今やっているということでございます。

○議長（福居秀雄） 金谷議員。

○金谷美奈子議員 ちょっとそれでは遅いのではないかというふうに思いますが、来年度、明けて、令和8年度からの改正になると、利用はその後ということになるんですよね、その部分はね。ですので、できるだけ早めていただきたいとここは指摘して、次に進みたいと思いますが、来年度からは、さらにスポーツ施設の利用料が上がるということで、現在、パブリックコメントにかけられておりますが、10月1日からの値上げ方針、これが示されております。テニスコートについては、使用期間は条例で4月20日から10月20日となっています。ということになりますと、来年度は10月1日から20日の間、20日間だけ、今の1時間370円を450円に値上げしたいという方針が示されています、現在ですね。

テニスコートは外のスポーツ施設であり、シーズンは半年間です。シーズン中は同一料金とすべきではありませんか、見解をお聞かせください。

○議長（福居秀雄） 土木部長。

○土木部長（富岡賢司） 花咲スポーツ公園テニスコートにつきましては、今回の使用料、手数料の改定に伴い、令和8年10月1日から新使用料の適用を考えておりまして、現在、パブリックコメントや説明会を開催し、改定内容を広く市民の皆様に御理解いただけるよう取り組んでいるところでございます。

議員が御指摘の当該テニスコートの使用料の改定でございますけれども、テニスコート利用者のほか、パブリックコメントや説明会でいただいた御意見、また、使用料の徴収に当たる指定管理者の声もしっかりと参考としながら、今後、適用時期の最終的な改定案を取りまとめてまいりたいと考えております。

○議長（福居秀雄） 金谷議員。

○金谷美奈子議員 朝練習の対応については、来年度中に何とか変更に向かいたいということが分かりましたが、できるだけ、4月の当初から使えるように早急に検討をしていただきたいと指摘を

して、次の項目に移ります。

燃やせるごみ及び燃やせないごみの指定ごみ袋値上げ方針についてです。

燃やせるごみ、燃やせないごみの指定ごみ袋値上げ方針が示されておりますが、内容について詳細を御説明ください。

○議長（福居秀雄） 太田環境部長。

○環境部長（太田誠二） 燃やせるごみ、燃やせないごみの処理手数料につきましては、市民に指定ごみ袋またはごみ処理手数料シールを御購入いただくことにより、徴収しているところでございます。

今回の改定案では、現在の燃やせるごみ、燃やせないごみの指定ごみ袋の額、5リットル用10円を15円に、10リットル用20円を30円に、20リットル用40円を60円に、30リットル用60円を90円に、40リットル用80円を120円に、ごみ処理手数料シールの額80円を120円にそれぞれ改定するものでございます。

○議長（福居秀雄） 金谷議員。

○金谷美奈子議員 今お示しいただきました値上げの算出根拠について御説明をしてください。

○議長（福居秀雄） 環境部長。

○環境部長（太田誠二） 手数料の額につきましては、指定ごみ袋などの製造管理やごみの収集運搬、焼却、埋立てなどの経費から算出した1リットル当たりの処理経費を基に算定しているところでございます。

また、平成19年度の有料化導入の際に、過度な負担による不法投棄の抑止などの観点のほか、他都市の手数料の額などを勘案し、負担割合を3分の1と設定し、1リットル当たりの処理経費6円に対し、手数料2円とした経緯がございまして、今回の改定案につきましてもその負担割合の考え方を踏襲しているところでございます。

処理経費につきましては、令和4年度から令和6年度までの直近3年間の実績から、1リットル当たり10.4円と算定しており、負担割合をその3分の1としても約3.5円、現状と比較して1.75倍まで増加しておりますことから、激変緩和措置として現行の料金の1.5倍である3円に改定しようとするものでございます。

○議長（福居秀雄） 金谷議員。

○金谷美奈子議員 計算式を今までどおりの計算をしていくと、本当はもっと高かったんだというような答弁ではあります。

しかし、有料化以来、これは初めての値上げ、ごみの袋は初めての値上げとなります。単なる計算ではじいた数字を導入することはいかがなものかと思います。市民の全世帯がこれを負担しなければいけません。一部の市民が利用する市有施設とは考え方方が異なるのではないかでしょうか。

そういう点について、検討はなかったのですか。

○議長（福居秀雄） 環境部長。

○環境部長（太田誠二） ごみ袋の有料化につきましては、排出量に応じた負担によるごみ減量化に対する意識づけを目的の一つとしており、不法投棄の抑止などの観点も含め、負担率を3分の1と設定するなど、負担率を原則100%とする一般的な手数料とは異なった部分もございますが、有料化以降、ごみの排出量は減少しているものの、コストの増加により負担割合に乖離が生じてお

り、道内他都市においても値上げを行う市が増えている状況も踏まえまして、負担割合の考え方を踏襲した上で改定することとしたものでございます。

○議長（福居秀雄） 金谷議員。

○金谷美奈子議員 つまり、今までの計算式は踏襲し、検討はしていないということが分かりました。

既に全体説明会が行われております。市民説明会での市民からの意見はどのようなものでしたか。

○議長（福居秀雄） 環境部長。

○環境部長（太田誠二） 全体説明会につきましては、11月27日及び29日に市民文化会館で開催し、使用料、手数料の見直しに関する全体の概要について説明したものですが、ごみ袋につきましては、参加者から、ごみ袋の1.5倍の値上げは市民感覚では痛い、市全体の中で経費の見直し、削減をした上で値上げなら仕方ないのだがといった意見があったところでございます。

○議長（福居秀雄） 金谷議員。

○金谷美奈子議員 このごみ袋の値上げ方針については、他の課題と一緒にまとめて市民説明会をしていくことになるのでしょうか。この課題については、特に別建てが必要ではないかと思いますが、いかがですか。

○議長（福居秀雄） 環境部長。

○環境部長（太田誠二） ごみ袋の料金改定につきましては、今回の使用料、手数料の見直し案の中でも、特に全市民に対して影響のあるものと認識してございますので、全体説明会のほか、個別説明会を開催し、広く市民に御理解いただけるよう丁寧に説明してまいります。

○議長（福居秀雄） 金谷議員。

○金谷美奈子議員 今お示しいただきました個別の説明会を行うということが分かりました。

それでは、開催状況をお聞かせください。

○議長（福居秀雄） 環境部長。

○環境部長（太田誠二） 個別説明会につきましては、12月1日から12月19日までの日程で、市民文化会館や各地域の公民館など市内15か所において、ごみ袋を含むごみ処理手数料などの説明を実施しているところでございます。

現時点におきましては、新料金の適用までに使い切れないごみ袋はどうしたらよいのかといった質問が複数の参加者からあり、買占め対策や駆け込み排出の抑制のため、新しい袋へ切り替える一方で、一定期間、旧袋も使える期間を設ける考え方であることなど、ごみ排出にできる限り、混乱や支障を来さない手法を取っていく旨、御説明申し上げているところでございます。

○議長（福居秀雄） 金谷議員。

○金谷美奈子議員 それでは、この値上げによって、市民の負担はどのくらい増えるのか、試算をお聞かせください。

○議長（福居秀雄） 環境部長。

○環境部長（太田誠二） 現在の指定ごみ袋及び手数料シールに関する市民1人当たりの負担額につきましては、手数料収入の決算額と本市の人口から算出いたしますと、直近3年平均で1千638円となっており、今回の見直し案において、ごみの処理手数料を1.5倍とした場合、市民1人当たりの負担額は2千450円となり、年間819円の増と見込んでいるところでございます。

○議長（福居秀雄） 金谷議員。

○金谷美奈子議員 年間1人当たり819円の試算ということあります。

どうも、生活者の視点で考えると、果たしてそのぐらいの金額で、1年間、済んでいるのかなという、ちょっと疑問がありますが、減免についてお聞かせいただきたいと思います。

現在の生活保護世帯及び乳幼児の世帯への減免について、これはどのような考え方を持っていらっしゃるか。

○議長（福居秀雄） 環境部長。

○環境部長（太田誠二） 生活保護世帯に対する燃やせるごみ、燃やせないごみ、粗大ごみ、し尿処理手数料などの減免につきましては、これらの経費が生活保護世帯に支給される生活扶助に含まれていると考えられることや、負担の公平性、他市の減免の状況などを勘案しながら、パブリックコメントへの意見や附属機関での審議などを踏まえながら、今後において制度の在り方について検討を進めるといったものでございます。

また、3歳未満の乳幼児がいる世帯に対する燃やせるごみの処理手数料の減免につきましては、使用済み紙おむつの排出に必要なごみ袋を支給するもので、努力して減量できるごみではなく、乳幼児世帯の負担を軽減するため、引き続き支援が必要であることから、他都市の減免の状況も踏まえ、今回の見直しの対象とはしていないところでございます。

○議長（福居秀雄） 金谷議員。

○金谷美奈子議員 分かりました。

しかし、生活保護世帯につきましては、訴訟もあり、その結論も最高裁で出たというところで、10%削減されたものが、全保護世帯が復元される、回復されるわけではありません。そうしますと、基本的な考え方の扶助費に含まれているという部分についてはどうなんでしょう。その点も含めて、検討をさらにしていく必要があると思います。

このごみ袋値上げ方針について、今、パブリックコメントや市民説明会が行われておりますが、反対の意見が多くの市民からあった場合、値上げ方針を見送ることが必要ではないでしょうか。責任ある立場からの答弁を求めます。

○議長（福居秀雄） 中村副市長。

○副市長（中村寧） ごみ処理手数料については、平成19年度の指定ごみ袋の有料化以降、全般的な手数料の改定見送りや他都市等の手数料の動向などから改定を行っておりませんが、近年では、物価や人件費の高騰などの影響により、ごみ処理に係る経費も増加しており、現行の1リットル当たりの手数料額2円では、直近3年平均の処理経費に対する市民の負担割合は約19.2%と、当初の3分の1から14.1ポイント下回る状況となっております。また、道内の主要10市のごみ袋1リットル当たりの料金につきましても、見直し案で3円としている本市と改定予定の市も含めて、10市のうち5市が1リットル当たり3円となっております。

こうしたごみ処理経費の増加や他都市の状況を踏まえますと、改定もやむを得ないものとは考えておりますが、現在行っているパブリックコメントや説明会等での市民からの意見や、旭川市廃棄物減量等推進審議会からの答申等もしっかりと受け止めながら、総合的に判断をしてまいります。

○議長（福居秀雄） 金谷議員。

○金谷美奈子議員 ありきで進めていただいては困るということあります。総合的に判断すると

いうことですので、それを待ちましょう。

それでは、次の項目に入ります。

東光地区の市道交差点における事故防止についてです。

地域や町内会からの道路標識の設置要望について、市としてどのような取組を行ってきたのか、お聞かせください。

○議長（福居秀雄）　内村防災安全部長。

○防災安全部長（内村充彦）　一時停止標識や信号機など交通規制を伴います設備の新設に関わる要望を市が受けた場合につきましては、状況に応じて現地を確認するなどの現場の実情をできるだけ把握いたしまして、地域を管轄する警察署長に対して進達をしております。

進達を受けた警察署においては、現地調査や過去の事故状況の分析などを行い、その結果に基づき、北海道旭川方面公安委員会が設置の可否を最終的に決定しております、その結果につきましては、必要に応じ、警察署を通じて聞き取りをし、要望者に伝えているところでございます。

○議長（福居秀雄）　金谷議員。

○金谷美奈子議員　東光地区の市道交差点における一時停止標識、これについて10年よりも前から要望してまいりましたが、対応されていない状況です。

地域では、町内会、また小学校から改めて要望書の提出がされたと聞いておりますが、市として警察との調整はできないのでしょうか、お聞かせください。

○議長（福居秀雄）　防災安全部長。

○防災安全部長（内村充彦）　規制標識や信号機などが設置されない理由としましては、警察予算の関係や道路の構造、過去の交通事故の発生状況など、様々あるようですが、どの要望内容も当事者としましては切実なものがあると認識しております。

このため、要望者とともに警察署に伺いまして、市としても要望内容の必要性を説明する場を設定したり、要望者から聞き取りした要望書には書き切れない深刻な状況を積極的に警察に伝えていくなど、要望者に寄り添いながら粘り強く要望活動を継続しているところでございます。

○議長（福居秀雄）　金谷議員。

○金谷美奈子議員　しかし、なかなか対応にはならないということです。

この10年間で何度も事故があった東光地区の交差点ですが、今年も9月22日朝8時頃に人身事故がありました。事故現場の写真を確認させていただきましたが、衝突した車は横転しております。通学時間のため、子どもが通学している時間と重なりますが、幸い、巻き込まれることはなかったということでした。

町内会では、大変これらを心配しております。議会事務局の調査によれば、北海道予算で、今年度約14億円が道路標識の整備等に係る予算として計上されておりました。しかし、旭川東警察署では、予算がないため、一時停止標識設置は厳しいというようなことも聞いています。

このような場合、旭川市の市道ということを考えて、交差点の事故防止策として、市としてできることはあるのでしょうか、どのような対応を取れるのか、御説明ください。

○議長（福居秀雄）　土木部長。

○土木部長（富岡賢司）　道路管理者が実施可能な交差点の交通事故防止対策についてでございますが、本市では、交通事故が多発している交差点において、ドライバーに注意を促す目的と

した注意喚起標識の設置をこれまでも行つてきているところでございます。

○議長（福居秀雄） 金谷議員。

○金谷美奈子議員 注意喚起を促す標識は作ることができるということが今の答弁で明らかとなりました。

それでは、この交差点について、警察の一時停止標識設置の対応がなかなかなされない中、何とか、この標識を、市としての注意喚起のものを対応していただけるのか、時期についてを含めて、見解をお聞かせください。

○議長（福居秀雄） 土木部長。

○土木部長（富岡賢司） 市道交差点における事故防止対策につきましては、これまで町内会等からの要望を受け、事故の発生状況も踏まえ、必要性が確認された場合は速やかに対応してきたところでございます。

議員の御指摘の交差点につきましては、通学路に指定され、今年度、小学校や町内会から交通事故防止対策の実施について要望を受けておりまして、現地を確認の上、対策が必要であると判断をしておりますことから、来年度、速やかに注意喚起標識を設置できるよう取り組んでまいります。

○議長（福居秀雄） 金谷議員。

○金谷美奈子議員 取組を進めていただけるということですので、何とかお願ひしたい。早急に市として取り付けていただきたいと指摘をして、次の項目といたします。

啓明小学校の通学路と市民要望についてです。

啓明小学校の通学路、市道南2条、南3条通21丁目、22丁目について、これまで、地域からは細い通学路について拡張要望が出されてきました。特に、冬場の通学路については、除雪が間に合わず、その狭い道路を子どもたちが危険な中、通学しているということをお聞きしておりますが、この通学路に対する除雪について、市はどのような対応をしているのか、お聞かせください。

○議長（福居秀雄） 坂本学校教育部長。

○学校教育部長（坂本考生） 通学路の除排雪については、土木部において、小中学校の周辺を優先的に行っております。例年、3学期始業式前の全市一斉の歩道除雪に加え、学校周辺の通学路の排雪など、冬期間の児童生徒の安全確保に努めております。

各学校に対しては、児童生徒が安心して登下校できるよう、事故の未然防止について指導を徹底しているほか、気象条件により、学校や保護者から要望があった場合には、道路管理者へ緊急的な対応も依頼しております。

○議長（福居秀雄） 金谷議員。

○金谷美奈子議員 啓明小学校から、この件について、通学路についての要望があったとお聞きしておりますが、内容についてお聞かせください。

○議長（福居秀雄） 学校教育部長。

○学校教育部長（坂本考生） 啓明小学校からは、令和5年度及び令和6年度に、南2条通及び南3条通21丁目、22丁目間の市道について、交通量が多いにもかかわらず、車道が狭く、一部には歩道もなく危険であるため、通学児童の安全対策として、歩道の設置について要望があつたところです。

○議長（福居秀雄） 金谷議員。

○金谷美奈子議員 地域要望はかなり時間が過ぎていると思いますが、冬の時期は特に狭くなったり道路で危ない、危険だということなのですが、市として、これに対しての対応の見解をまずお聞かせください。

○議長（福居秀雄） 土木部長。

○土木部長（富岡賢司） 御要望をいただいている路線につきましては、車道が狭く、歩道もない道路でございますため、土木部といたしましても、拡幅整備が必要であると認識をしておりました。

また、以前から歩道の設置を伴う道路拡幅整備の地域要望を受けておりまして、事業実施に向けて準備を進めてきたところでございます。

現在、国の補助制度を活用し、既に事業に着手しているところでございまして、これまでに測量調査、実施設計が完了しており、次年度からは用地取得を開始し、順次、工事を進めていく予定としております。

○議長（福居秀雄） 金谷議員。

○金谷美奈子議員 そういったことが、地域の皆様にしっかりと周知が不足しているというふうに思います。心配の声がありますので、予定どおり進めるために、もう一問お聞きしますが、現地を確認し、道路の拡幅に当たっては、地権者は数人くらいかなというふうに思っています。それを考えますと、用地買収に時間がさほどかからないのではないかというふうに思っています。

懸念があるのは、土地の提案額、市からの提案額が低い場合、地権者となかなか折り合いがつかず、時間がかかってしまうということです。土地の価格は、路線価を参考にしていくと思われますが、周辺の土地の価格は民間の不動産売買価格と市の評価額が乖離していることがあります。折り合いがつかないときがあります。

地権者との折り合いがつく金額となるのでしょうか、市の見解をお聞かせください。

○議長（福居秀雄） 土木部長。

○土木部長（富岡賢司） 公共事業に伴う用地取得に当たりましては、公平、公正で適正な価格が求められることから、取得する土地の価格は、近隣地域の標準となる土地について、不動産鑑定を行い、その鑑定評価額を基に、国で定めております基準に従ってそれぞれ取得する土地の価格を決定しております。また、鑑定評価額を算定する際には、近隣の取引実績を考慮して算出されておりますので、民間などの取引価格と差異はないものと認識しております。

○議長（福居秀雄） 金谷議員。

○金谷美奈子議員 今回は、国の補助事業ということもあり、金額的には低い金額ということにはならないよということが分かりました。

啓明地区の市民委員会からは、平成18年から要望が出され、19年間、もう既にたっているということであります。なぜこんなに時間が経過しているのかなと思いますが、現在、取組を進めているということですので、今後は、地権者に丁寧に交渉していただきまして、早急に拡幅工事を進めていただきたいと指摘し、次の課題といたします。

それでは、最後、長寿祝金配付と民生・児童委員の負担軽減について伺っていきます。

今年の第1回定例会分科会質疑で、民生・児童委員の負担軽減に向けて見直しを検討していただきたい、それに対して、検討していくという答弁をいただきました。

この間の検討状況についてお聞かせください。

○議長（福居秀雄） 川邊福祉保険部長。

○福祉保険部長（川邊 仁） 長寿祝金の配付については、旭川市民生委員児童委員連絡協議会からの意向もあり、これまで付き合いのない高齢者宅への訪問や接触のきっかけづくりにしたいということから、民生委員に協力をお願いしてきたところでございます。

こうした経過から、見直しに当たっては、全ての民生委員を対象にアンケート調査を実施し、効果や負担感などの把握を行ったところであり、現在、課題の解消や配付の在り方を検討いたしているところでございます。

○議長（福居秀雄） 金谷議員。

○金谷美奈子議員 この長寿祝金につきましては、民生・児童委員さんが一軒一軒現金を持ってお配りされているということでありました。また、この内容は、もともとの民生・児童委員さんの仕事、業務の中には含まれていないんです。これは、市からお願いしてやっていただいているということでありまして、そうなると、口座への振込等、負担を軽減してほしいと言ってきたわけですが、今、アンケートを行ったということありますので、それでは、アンケート調査の内容はどうだったのか、お聞きしたいと思います。

○議長（福居秀雄） 福祉保険部長。

○福祉保険部長（川邊 仁） 民生委員が配付する趣旨の浸透もあり、民生委員においては、訪問、接触のきっかけづくりとして役に立っているという回答が77.8%と高い割合である一方で、34%の方が負担を感じており、不在のため、何度も訪問する必要が生じるという回答のほか、自由記載の意見では、現金の盗難や紛失などに不安があるという回答ですとか、敬老会の実施時期と重なることなどの回答もあったところでございます。

○議長（福居秀雄） 金谷議員。

○金谷美奈子議員 それでは、このアンケート調査結果の受け止めについてお聞かせください。

○議長（福居秀雄） 高田保険制度担当部長。

○福祉保険部保険制度担当部長（高田敏和） アンケート調査結果の受け止めといたしましては、今後、長寿祝金の対象者数の増加と民生委員の高齢化等が想定されることから、現行の配付方法について困難性が高まるものと認識しており、その対応策を検討するためにも、今回のアンケート調査のうち、特に負担感に関連する項目の回答内容について、より丁寧に読み込んでいくことが必要であると考えているところでございます。

○議長（福居秀雄） 金谷議員。

○金谷美奈子議員 長寿祝金の配付と、この民生・児童委員さんの負担軽減について、今後どのようにしていこうとお考えなのか、お聞かせください。

○議長（福居秀雄） 保険制度担当部長。

○福祉保険部保険制度担当部長（高田敏和） 長寿祝金に関する民生委員の負担軽減の取組については、市が、直接、対象者の口座に振り込む方法が考えられるところですが、活動を支える方々の高齢化が進んでいるという点では、地域が主体となって実施している敬老会事業においても、長寿祝金と同様に負担が大きくなっているものと認識しております。

そのため、長寿祝金だけではなく、他の敬老関連事業も含め、より安定的に実施するための取組について今後検討してまいります。

○議長（福居秀雄） 金谷議員。

○金谷美奈子議員 長寿祝金のみならず、地域敬老会事業、そういったことも含めて総合的に検討をし直すということなんですかけれども、ずっと指摘してきて、もう1年以上というところでありますので、ちょっと遅いのではないかというふうに思っております。

民生・児童委員の成り手は減り、定員を満たしてこなかったという状況であります。改選がこの12月1日に行われましたが、定員783人に対して、現在725人と聞いております。不足人数58人分の業務は、現在いらっしゃる民生・児童委員さん、皆さんで手分けして負担をしていくということになるんですよね。

民生・児童委員さんの負担軽減を念頭に置いて、早急に事業の検討、見直しをしていただきたいと改めて指摘し、私の一般質問は終了いたします。

○議長（福居秀雄） 以上で、金谷議員の質問を終了いたします。

（金谷議員、議員席に着席）

○議長（福居秀雄） 暫時休憩いたします。

休憩 午後2時22分

---

再開 午後2時55分

○議長（福居秀雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

中村みなこ議員。

（中村みなこ議員、質疑質問席に着席）

○中村みなこ議員 それでは、よろしくお願ひいたします。

最初に、市営住宅の共益費についてです。

市内各地域にある市営住宅ですが、入居したくても、抽せんで外れてなかなか希望のところに入れないという声をお聞きします。

初めに、入居者の募集について伺います。

募集は、年何回、どのくらいの戸数で行っているのでしょうか、あわせて、応募の倍率についてもお示しください。

○議長（福居秀雄） 岡田建築部長。

○建築部長（岡田光弘） 市営住宅の入居者募集は、年に4回、各回30戸程度で行っております。

今年度は3回目まで実施しており、応募倍率は、第1回が10.38倍、第2回が9.54倍、第3回が7.83倍でございました。

○議長（福居秀雄） 中村みなこ議員。

○中村みなこ議員 かなりの倍率となっています。これは全体の倍率ですので、それぞれの募集住戸によって倍率のばらつきがあると聞いております。それにしても、希望がかなわず、何度も申請し続けている市民が多くいる実態があります。

それでは、現在、本市全ての市営住宅の戸数と空き室の戸数は幾つあるのか、お伺いします。

○議長（福居秀雄） 建築部長。

○建築部長（岡田光弘） 本年4月1日現在の市営住宅の管理戸数は4千761戸であり、そのう

ち、空き室の戸数は1千49戸でございます。

○議長（福居秀雄） 中村みなこ議員。

○中村みなこ議員 約2割以上が空き室となっています。結構な数だと驚きましたが、なぜ空き室が多いのでしょうか。

毎回30戸しか募集せず、応募倍率が高い状態が続いているのですから、募集戸数を増やすべきではないんでしょうか。

○議長（福居秀雄） 建築部長。

○建築部長（岡田光弘） 空き室が多い理由としましては、建て替えや住戸改善事業に伴う募集停止によるものほか、退去戸数が募集戸数を上回っていることが挙げられます。

また、募集戸数を増やすことにつきましては、募集戸は、入居される前に内装や設備等を修繕しておりますが、エレベーターのない住棟の上層階にある住戸につきましては、入居希望者からも敬遠され、申込みがない場合が多くあるなど、これまでの募集状況等を勘案して、限られた予算を効果的に執行するため、入居ニーズの高い住戸を修繕することにしており、現時点で募集戸数を増やすことは難しい状況でございます。

○議長（福居秀雄） 中村みなこ議員。

○中村みなこ議員 募集停止分、退去分、そして財政面からも、入居してもらえそうにないところは修繕を見送っているとのことです。それによって2割以上の空き室が生じ、その影響を受けているのが共益費です。

改めて、共益費について御説明ください。

○議長（福居秀雄） 建築部長。

○建築部長（岡田光弘） 市では、国土交通省の通達による公営住宅管理標準条例（案）を参考として、市営住宅条例において入居者に負担していただく費用を規定しており、条例における共同施設の使用に要する費用などが共益費に該当するものでございます。具体的には、廊下や階段の共用部の電灯や給水ポンプの動力等の電気代、共用部の電球をはじめとする消耗品の購入費、団地内通路や駐車場の除排雪に要する費用などとなってございます。

○議長（福居秀雄） 中村みなこ議員。

○中村みなこ議員 実際に市営住宅に入居されている方から、うちの市営住宅は空き室が多い、共益費が高くなってしまって大変だ、何とかできないのかという声が届いております。

実際、ある32戸の市営住宅で、約半分しか入居していないところがあります。そこは、全部入居しているときと比べて、共益費を倍払わなくてはなりません。ただでさえ、光熱費は上がっている昨今です。その上、さらに空き室が多くなったために、1世帯当たりの共益費、入居者負担額が増えています。

このような状況をどのように受け止めているのでしょうか。

○議長（福居秀雄） 建築部長。

○建築部長（岡田光弘） 共益費は、入居者に負担していただいており、その負担額は入居者で組織する自治会で定めております。空き室が増えることに伴い、1世帯当たりの負担が増えているとの自治会からの相談も受けており、自治会運営の課題になっていると認識しております。

○議長（福居秀雄） 中村みなこ議員。

○中村みなこ議員 どこの市営住宅でも、自治会が負担額を決め、自治会が運営しています。自治会の入会は任意で、所属していない方も、共益費の部分はその市営住宅の住棟ごとに均等に負担されていますので、全入居世帯に関わる問題です。

古い市営住宅の建物ほど修繕せずに募集をかけない、空き室が増えて共益費が上がる。これは市の都合で生じていることですので、市が対策を取るべきではないのでしょうか。

空き室の分は市が負担するなど、入居者負担の軽減を目指すべきと思いますが、見解を伺います。

○議長（福居秀雄） 建築部長。

○建築部長（岡田光弘） 建て替え等の事業によりまして一時的に募集を停止している市営住宅では、共益費の一部を市が負担しているというケースがございますが、それ以外の入居率の低い住棟への費用負担の拡大につきましては、現行の制度を基に慎重に判断する必要があると考えております。入居ニーズに応じた住宅の活用ですとか、建て替え事業で採用している移転集約手法の既存団地への展開などにより入居率の向上を図るなど、入居者負担の軽減に向けた取組について検討してまいりたいと考えております。

○議長（福居秀雄） 中村みなこ議員。

○中村みなこ議員 募集停止しているところには市で一部負担している、古くてニーズのないところは、修繕して使い続けるのではなく、集約して建物自体を減らしていくことを考えていくとのことでした。

単純に修繕すればいいということではないと理解いたしましたが、答弁にありました多様な住宅の活用や移転集約ですと、大分、先の話となり、積極的に空き室を解消しない古いところに住まわれている方は、その間、ずっと負担が重いまます。入居率何割のところに少し一部負担するなど、何らかの負担軽減策を考えるべきと指摘いたしまして、次の項目に移ります。

それでは、次に、こども誰でも通園制度についてです。

この制度は、来年度から本格実施されます。現段階では、国から具体的なことは下りてきていないとのことですので、細かい点につきましては、第1回定例会の分科会で取り上げたいと思いますが、事業者側の負担や子どものための制度になるのかの視点で大枠の確認をさせていただきたいと思います。

初めに、こども誰でも通園制度の概要、目的について御説明ください。

○議長（福居秀雄） 向井子育て支援部長。

○子育て支援部長（向井泰子） こども誰でも通園制度につきましては、令和5年に閣議決定されたこども未来戦略に基づいて創設され、保育所等を利用していない生後6か月から3歳未満までの児童を対象として、保護者の就労要件にかかわらず、1か月当たり10時間までの利用可能枠内において保育所等を利用できる制度であり、全ての子どもの育ちを応援し、良質な生育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化することを目的としております。

本市では、令和8年度からの通園給付制度としての本格実施を見据え、令和6年度から試行的事業を実施しているところでございます。

○議長（福居秀雄） 中村みなこ議員。

○中村みなこ議員 その試行的事業の進捗状況についてお示しください。

また、公立保育所における実施状況についてもお聞かせください。

○議長（福居秀雄） 子育て支援部長。

○子育て支援部長（向井泰子） 試行的事業につきましては、令和6年度は、4施設の実施で52人の利用児童の登録がありましたが、令和7年度は、実施施設を24施設に拡大し、11月末現在で167人の利用児童が登録をされております。今年度の利用状況につきましては、10月末時点での実施24施設のうち、19施設で利用実績があり、利用件数は延べ383回、1回当たりの利用時間は2.6時間となっております。

また、市立保育所では、近文保育所で6月から事業を開始しており、現時点で3人の利用児童登録がありますが、神楽保育所では生後6か月からの一時預かり事業を実施していることから、こども誰でも通園制度は実施していないところでございます。

○議長（福居秀雄） 中村みなこ議員。

○中村みなこ議員 今年度は24施設で実施しているけれど、利用がなかったところもあるとのことです。

本制度では、保育士資格を持たない職員も業務を行えるとなっておりますが、実際はどのように進めているのでしょうか。

○議長（福居秀雄） 子育て支援部長。

○子育て支援部長（向井泰子） 職員の資格要件につきましては、一時預かり事業と同様となっており、従事する職員の半数以上が保育士資格を有している必要がございます。その他の職員につきましては、子育て支援員など一定の専門知識と技能を有する者としております。

○議長（福居秀雄） 中村みなこ議員。

○中村みなこ議員 保育施設での死亡事故は、入所30日以内に起こることが多いというデータがあります。毎日が4月と言われるこの制度に、各施設では、ベテランの保育士を配置したり、同じ人が関わるようしたりと配慮していると聞いております。保育現場への負担は大きいのかなと思われます。

それでは、こども誰でも通園制度のほかに、以前から一時預かり事業が行われています。いまいち違いがはっきりしません。御説明ください。

○議長（福居秀雄） 子育て支援部長。

○子育て支援部長（向井泰子） 一時預かり事業につきましては、地域子ども・子育て支援事業の一環として、保護者の就労、急な用事やリフレッシュ目的など一時的な保育ニーズに対する子育て支援として、1回当たり8時間以内を上限とし、1か月当たり15日まで利用することができる短時間の預かりを目的とした事業でございます。

○議長（福居秀雄） 中村みなこ議員。

○中村みなこ議員 利用者側からすると、違うのは、預けることができる時間と料金、子どもの対象年齢です。一時預かりは月15回、1回8時間以内、1千200円、こども誰でも通園制度は月10時間まで、1時間300円ですので、長時間預けたいときには料金が安い一時預かりを選んでいます。選んで利用するときの基準が、料金のお得なほう、時間が長いほうとなっているようです。

一時預かりは、就学前まで利用でき、時間も長いけれど、どの年齢も一遍にただ預かるだけ、一

方、こども誰でも通園制度は、子どもの育ちを応援するとして、面談して保育計画を作成して子どもと関わる、子ども主体の制度であるなど、内容が違います。

利用者にどこまで理解されているのか疑問ですし、使い分ける必要性も微妙だという印象です。2種類の制度を両立していくより、やはり一時預かりを拡充していく方向で十分だと改めて感じているところです。

それでは、利用者からの具体的な声や要望、また、それに対する市の考え方を伺います。

○議長（福居秀雄） 子育て支援部長。

○子育て支援部長（向井泰子） こども誰でも通園制度を利用された皆様からは、月10時間以上の利用を希望するといった制度の在り方に対する御意見のほか、24時間の子育てから解放されて心に余裕ができた、離乳食や子どもの育ちについて保育士に相談できてよかったです、通園した子どもの成長を日々感じられるなど、制度の利用を通じた好意的な感想も多くいただいている一方で、利用者の利便性や事業者の受入れ体制などの課題もあるものと認識をしております。

○議長（福居秀雄） 中村みなこ議員。

○中村みなこ議員 次に、事業所側から寄せられている声、特に、負担増や待遇面の課題について、市の受け止めを伺います。

○議長（福居秀雄） 子育て支援部長。

○子育て支援部長（向井泰子） 実施施設からは、利用者から給食提供を望む声が多いものの、事故防止等のために提供には慎重な判断が必要、預かり時間以外の事前面談や利用後のフォローに負担感があるなどの制度実施に対する不安等のほか、既存のノウハウの活用によりスムーズに実施することができた、施設を知つてもらえたほか、地域に貢献できる事業だと感じたなどの前向きな意見もいただいているところでございます。

こうした意見のうち、特に実施施設が課題や負担を感じている内容につきましては、その要因や対応策を令和8年度の本格実施に向けて検証していく必要があると考えております。

○議長（福居秀雄） 中村みなこ議員。

○中村みなこ議員 事業所において、給料が増えないのに仕事が増えて保育士泣かせだという声も聞いております。また、時々の短時間の利用でお子さんがなかなか慣れてくれない、ぎゃん泣きする子を相手にする日々を考えると、保育士さんの負担はやはり大変大きいと思われます。

事前の面談時間分は給付対象時間にカウントされません。丁寧に面談されていると聞いていますので、時間をかけて対応していただいているのだと思います。さらに、保育計画や記録作成の時間分もカウントされません。

そんな状況を市はどうに認識しているのでしょうか。

○議長（福居秀雄） 子育て支援部長。

○子育て支援部長（向井泰子） 一時預かりや園開放などのノウハウを生かして円滑に事業を行っているという施設もある一方、在園児の保育を行いながら短期的かつ初めて利用する子どもの受入れを行うことなどにより、一定の負担が生じている施設もあると認識をしております。

なお、こども誰でも通園制度は、令和8年度の本格実施以降も、全ての施設に実施を義務づけるものではなく、専任職員の配置を必要とする一般型による実施のほか、各施設の定員の空き人数を活用する余裕活用型での実施も可能としておりますことから、実施希望施設に対する丁寧な説明や

ヒアリング等を通じて、各施設の状況に応じた実施方法を提案するなどの相談支援を行ってまいります。

○議長（福居秀雄） 中村みなこ議員。

○中村みなこ議員 あくまでも無理なく実施できる範囲で進めていくと理解いたしました。

負担が大きくなると、丁寧にできていたことができなくなることを心配しております。例えば、形式的な面談、テンプレート化した保育計画など、内容や質を低下させないためにも負担軽減に努めていただきたいと思います。

それでは、この制度を進めるに当たり、国は総合支援システムを用意しているようですが、本市ではどのように活用されるのか、伺います。

○議長（福居秀雄） 子育て支援部長。

○子育て支援部長（向井泰子） こども誰でも通園制度の利用に当たりましては、現在、市ホームページから、専用の入力ホームを活用した事前登録申請手続を可能とするなど、一定の電子化を図っているところでございます。

一方、国が整備を進めるこども誰でも通園制度総合支援システムにつきましては、本年3月31日にリリースされて以降、全国の実施施設の空き状況の検索や利用予約ができる予約管理機能、利用者情報や実績等の管理を行うデータ管理機能、実施施設から市町村に給付費の請求を行う請求書発行機能が順次追加をされております。

本市では、令和8年度からシステムの導入、活用を予定しており、利用者と実施施設における利便性の向上や事務負担の軽減のほか、適切かつ速やかな利用状況の把握等が可能になるなどの効果を見込んでいるところでございます。

○議長（福居秀雄） 中村みなこ議員。

○中村みなこ議員 利便性の向上、負担軽減等につながるのはうれしいことですが、市がしっかりと状況を把握し、関与しながらのシステム活用をしていただきたいと思います。

次に、医療的ケア児や障害を持つお子さんなど、配慮が必要な子どもへの対応はどのようになっているのでしょうか、現状を伺います。

○議長（福居秀雄） 子育て支援部長。

○子育て支援部長（向井泰子） 現時点で医療的ケア児や障害がある児童からの申込み等はありませんが、実施施設の中には配慮が必要な児童の受け入れに対応した施設もありますことから、利用希望者から申込みや相談があった際には、利用者と施設の双方と事前面談を行い、必要となる対応について調整の上、受け入れることが可能であると考えております。

また、それぞれの児童の状況に応じた利用が可能となるよう、こども誰でも通園制度実施施設をはじめ、府内外の関係機関と連携を図ってまいります。

○議長（福居秀雄） 中村みなこ議員。

○中村みなこ議員 では、次に、入所児童数が定員に満たず、施設のスペースや保育士等に余力がある場合、余裕活用型事業としても進められていますが、その特性上、年度が進むにつれて定員がどんどん埋まっていきますので、後半には受け入れ枠が減少することになります。

この課題に対して、市の考え方を伺います。

○議長（福居秀雄） 子育て支援部長。

○子育て支援部長（向井泰子） 余裕活用型につきましては、実施施設の状況に応じた柔軟な運用が可能である点が大きなメリットである一方で、その特性上、保育ニーズの変化によって年度後半などに受入れ枠が減少する可能性があるものと承知をしております。

しかしながら、職員配置などの関係で余裕活用型での実施を希望する施設もあるため、利用者は年度後半に利用施設を変更する必要も生じますが、本市からの案内や通っている施設において、利用者に丁寧な説明を行うことで、別の施設の利用がスムーズに行われるように対応してまいりたいと考えております。

○議長（福居秀雄） 中村みなこ議員。

○中村みなこ議員 本制度は、全ての子育て家庭に対しての支援が目的です。外に出られない、あるいは、外出を拒みがちな孤立している親御さんや、ネグレクト状態で支援が必要な家庭にこそ、利用していただきたい制度です。利用していただくことで、様々な支援が可能になります。

しかし、そのような方には、自分から申請して、面談して、子どもを送迎する、ここに大きなハードルがあると思われます。

市の見解を伺います。

○議長（福居秀雄） 子育て支援部長。

○子育て支援部長（向井泰子） 本制度は、保護者の就労要件等を問わず、生後6か月から3歳未満までの児童が利用できる制度でありますことから、支援が必要な世帯が利用を希望する場合には、関係機関や実施施設と緊密に連携してまいりたいと考えております。

また、これまで赤ちゃん訪問や乳幼児健診を担当するおやこ応援課のほか、子ども総合相談センターや児童相談所とも連携し、制度の周知や説明を行っておりますが、様々な状況に置かれた方に行き届くよう、今後も積極的な情報発信を継続してまいります。

○議長（福居秀雄） 中村みなこ議員。

○中村みなこ議員 それでは、最後です。

本格実施に向けて、市として、国の基準を上回る独自の施策や取組をすることが可能と聞いております。来年度の本格実施に向けた今後のスケジュールと、併せてその具体案や今後の展望について伺います。

○議長（福居秀雄） 子育て支援部長。

○子育て支援部長（向井泰子） 令和8年度の本格実施に向けた今後のスケジュールにつきましては、国から詳細が示される時期にもよりますが、まずは、本年度内を目指し、現在の実施施設のほか、新たに実施を希望する施設を対象とした説明会を開催したいと考えており、その後、子ども・子育て審議会での審議を経て、事業の認可や確認を行った後、適時、各施設において事業を実施していただく予定としております。

また、事業内容につきましては、今後、国で示される詳細と併せ、今年度の事業検証も踏まえて、必要に応じた対応についても検討してまいりたいと考えております。

○議長（福居秀雄） 中村みなこ議員。

○中村みなこ議員 年度末に慌ただしく進められるようですが、今回、御答弁いただいたとおり、保育の現場に無理をさせることのないよう、また、試行的事業の検証、利用者、事業者の要望等を生かしながら本格実施の準備をしていただきたいと思います。国の基準を上回る独自の施策や取組

を期待しております。

それでは、次の項目です。

ひきこもり支援についてです。

市内在住の元ひきこもりのAさん、40代に引き籠もっていたときのことをお聞きしました。とにかく朝が来るのが怖かった、また何もない一日が繰り返されることが不安だった、ただ、テレビを見てやり過ごすしかない、夜は夜でいじめのことがフラッシュバックしたり、親とのトラブルがあったり、この先どうなるのか、いつ死ねるのかと考えて朝が来る、その繰り返しが本当につらかった、そう話してくれました。

そして、こんなつらい思いと同時に、Aさんが強く願っていたのは、誰か自分を見つけてほしいということ、見つけてくれたら違うあしたが来るかもしれない、そう思っていたと言います。自分から外に踏み出して動くエネルギーはない状態で、どうしていいか分からず、ただただ不安を抱えて、苦しさを感じながらじっと待っていたAさん。子ども時代のいじめがきっかけで引き籠もり、アルバイトをしても長続きせず、また引き籠もる、そんな生活を10年以上続けていたというのですから、想像以上の苦しみです。

ひきこもりになるきっかけも、状態もケース・バイ・ケースのひきこもりは、全国で146万人いるとされます。

それでは、本市にひきこもり状態の方はどれくらい存在しているのか、お示しください。

○議長（福居秀雄） 川邊福祉保険部長。

○福祉保険部長（川邊 仁） 内閣府が令和4年11月に実施した調査によれば、趣味の用事のときだけ外出する、自室からは出るが、家からは出ない、自室からほとんど出ないといった状態が6か月以上の広義のひきこもりに当たる方の割合は、15歳から39歳までで2.05%、40歳から64歳までで2.02%ということでございます。

この比率を本市に当てはめると、15歳から64歳までの人口は、令和2年国勢調査によれば17万8千人のため、本市のひきこもり状態にある方は推計で3千618人となります。

○議長（福居秀雄） 中村みなこ議員。

○中村みなこ議員 推計3千600人、かなりの人数です。

実態調査を実施している自治体はごく少数ですし、ひきこもりは、見えない存在の上、家族が隠そうとする場合もあるなど、はっきりとした数字は出ていません。しかし、全国で年々増えており、8050問題、9060問題にも大きく関連しているひきこもりです。

それでは、そんなひきこもりに関して、国はどのような方針で、どのように取り組もうとしているのでしょうか、国の近年の動向等についてお示しください。

○議長（福居秀雄） 福祉保険部長。

○福祉保険部長（川邊 仁） 国は、ひきこもり支援に関する施策を、子ども・若者世代のほか、就職氷河期世代を含む中高年層を対象とし、令和5年制定の孤独・孤立対策推進法に基づく施策としても推進を図っていくとしており、対象者を幅広く捉えながら、市町村に積極的な取組を促しているものと認識しております。

○議長（福居秀雄） 中村みなこ議員。

○中村みなこ議員 積極的に取組を促しているとのことでした。ひきこもり支援推進事業の補助金

活用自治体数も年々増加、事業規模も拡大傾向で、事業予算も拡充されてきております。

それでは、北海道と中核市のひきこもり支援の状況についてお示しください。

○議長（福居秀雄） 福祉保険部長。

○福祉保険部長（川邊 仁） 北海道では、北海道ひきこもり成年相談センターが札幌市に設置されており、2名のコーディネーターによる相談支援を実施しております。一方、中核市では、ひきこもり支援に特化した相談センターがある自治体は限られた状況にございます。

○議長（福居秀雄） 中村みなこ議員。

○中村みなこ議員 それでは、本市のひきこもり支援について伺います。

ひきこもりの方のアクセスを考えると、ひきこもりという名前のついた制度、ひきこもりに特化した機関があることは重要だと思いますが、本市の状況を伺います。

○議長（福居秀雄） 福祉保険部長。

○福祉保険部長（川邊 仁） 本市には、ひきこもり支援に特化した相談機関はございませんが、経済的な問題を抱えている場合が多いことから、生活困窮者の方の相談窓口である旭川市自立サポートセンターがひきこもりに関する相談に対応することが多くなっております。

また、ひきこもりと名のついた制度や機関でありますが、健康保健部で担当しているひきこもり親の会やひきこもり家族交流会以外にはないものと認識をいたしております。

○議長（福居秀雄） 中村みなこ議員。

○中村みなこ議員 では、保健所のひきこもり関連の取組内容と実績についてお示しください。

○議長（福居秀雄） 山口健康保健部長。

○健康保健部長（山口 亮） 保健所で実施しているひきこもり支援といたしましては、当事者の家族を対象とした交流会を年6回開催しており、昨年度は、実人数で11人、延べ39人、今年度は、これまでのところ、計4回開催し、実人数で10人、延べ20人の参加があったところであります。また、上川保健所と共に、上川管内の家族等を対象とした学習と交流の会を年1回開催しており、昨年度は9人、今年度は10月に開催し、7人の参加があったところでございます。

さらに、こころの健康相談として、保健師による電話や面接での個別相談に加え、月1回の精神科医師による面接相談を行っており、ひきこもりの状態にある方やその家族からの相談件数は、昨年度が41件、今年度は10月までに24件となってございます。

○議長（福居秀雄） 中村みなこ議員。

○中村みなこ議員 ひきこもり状態の方が3千600人ほどいるとしたときに、交流会参加が10人前後、相談件数が昨年度で41件と、かなり少ない状況です。行政以外の支援団体がそれぞれの活動の中でひきこもり支援を行っているところもあるようですが、それでもまだまだ支援が届いていない実態があると思われます。

次に、ひきこもりの方の居場所についてです。

昨年の第1回定例会の分科会の答弁で示された、ひきこもりの方のために求められる3つの居場所、地域共生型の居場所、家族会が協働する居場所、当事者を主体とした居場所、本市にはこのような居場所が整備されているのでしょうか。

○議長（福居秀雄） 福祉保険部長。

○福祉保険部長（川邊 仁） ひきこもり状態にある方の支援に当たっては、安心して過ごすこと

ができる居場所の創出が重要となります。

自立サポートセンターでは、ひきこもりの方の支援の第一歩として、当事者同士が楽しい時間を共有し、つながることができる会を設けるなど、安心して過ごせる居場所づくりに取り組んでおり、それが社会参加のきっかけとなることを期待しているものでございます。

○議長（福居秀雄） 中村みなこ議員。

○中村みなこ議員 自立サポートセンターで取り組まれているのは、先ほどの当事者を主体とした居場所、この1種類のみであり、まだまだ不十分と言えます。

次に、他の自治体では、ひきこもり支援を重層的支援体制整備事業に位置づけて進めているところが多いようです。

本市では、どのようにになっているのか、お伺いします。

○議長（福居秀雄） 福祉保険部長。

○福祉保険部長（川邊 仁） ひきこもり支援は、複合的な課題を持ち、従来の縦割りの福祉施策では、いわゆるはざまのニーズへの対応などに限界があるため、属性や年齢を問わない包括的な支援体制が重要になってまいります。

本市においても、重層的支援体制整備事業に基づき、自立サポートセンターをはじめとする関係機関の協働や、同事業により配置した地域まるごと支援員のコーディネートなどにより、ひきこもりの方の個別支援や居場所の確保などに努めています。

○議長（福居秀雄） 中村みなこ議員。

○中村みなこ議員 制度のはざまでこぼれ落ちないよう、各種関係機関、地域まるごと支援員とで対応し、重層的支援体制で網羅されているとのことでした。

しかし、ひきこもりへの支援は、専門性が求められます。本市には、専門スタッフとして資格を持った方はいるのでしょうか。また、そのような支援員の育成や、今年、厚労省より出されたひきこもり支援ハンドブックを活用しての対応はなされているのでしょうか。

○議長（福居秀雄） 福祉保険部長。

○福祉保険部長（川邊 仁） ひきこもり状態にある方の支援においては、当事者特性の理解とともに、当事者や家族からの信頼を得ることが必要であり、高い専門性や豊富な実務経験が求められるところでございます。

自立サポートセンターの相談員やまるごと支援員は、ひきこもり支援に関する研修を受講とともに、厚生労働省策定のハンドブックや、ひきこもり世帯等への実際の支援事例などを参照しながら、日々、支援対象者の安心と信頼を得るよう努めています。

○議長（福居秀雄） 中村みなこ議員。

○中村みなこ議員 先ほどから様々なひきこもり支援を担っている機関として何度も登場しているのが自立サポートセンターです。

本市のホームページでひきこもりと検索すると、ひきこもり相談先が出てきます。その中に自立サポートセンターがあり、自立に向けて包括的、継続的な支援を行う相談機関と書かれてあります。さらに、自立サポートセンター部分を開くと詳細が載っていますが、ひきこもりの文字は見当たらなくなってしまいます。経済的自立がメインで、就労支援等について記載されています。

それを見て、ひきこもりの方が、自分がアクセスしようと思っていただけなのか、疑問に思いま

した。ひきこもりに特化した機関でないから仕方がないのでしょうか、ひきこもり当事者や家族が直接アクセスしやすい発信とはなっていません。

今回、厚労省から新しく出されたひきこもり支援の指針、ひきこもり支援ハンドブックには、立つほうの自立ではなく、律するほうの自律を目指すとあります。こちらの自律、律するほうですね。これは、本人や家族がどう生きていくのかを決めていくこと、そのプロセスを共有し、一緒に考えていく支援であり、目指すゴールは、就労した上での立つほうの自立ではないわけです。

と考えると、自立サポートセンターの名前は、やっぱり立つほうの自立ですし、律するほうの自律を目指す支援がなされているのかどうか。しているなら、しているということも分からないです。ひきこもりの方に、こんな支援が受けられる機関があるよという情報を届ける気はないんだなとすら思ってしまいます。

さて、就労を強く意識している当事者は、一定数おられると思います。高校からひきこもり状態のBさん、40代は、何度か働くとしたけれど、すぐに退職せざるを得なかつたそうです。親は御健在で、関係もよく、取りあえず経済的には困っていない、そんなBさんは、将来のことを考えると、やっぱり不安で働くかなきやと思うけれど、どうしていいか分からない、やっぱり自信がない、何をするにしても怖い、情報もなく、引き籠もり続けていると言います。

Bさんには、就労より手前の支援が必要なのだと思われますが、ここで、そんな支援が受けられますよ、居場所がありますよと案内できる支援とともに、情報が届く工夫をすべきだと考えます。

それでは、次に、1問飛ばさせていただきますが、ひきこもりの理解促進についてです。

ひきこもりという言葉にはネガティブなイメージがつきまといがちです。例えば、働くかず怠けている人、自立せず、親に甘えて世話をになり続けている人、つらいことから逃げている弱い人などがあります。しかし、ひきこもりは、単なる怠けや甘えなどではなく、何らかの原因によって生きづらくなってしまっている方たちです。

さらに、ひきこもりイコール犯罪というイメージも根強くあるとされますが、データを見てもそんな事実はなく、メディアの報道や社会の偏見によってつくられた誤解であることが分かります。

こんな誤った情報やイメージを変える必要があると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（福居秀雄） 福祉保険部長。

○福祉保険部長（川邊 仁） さきに答弁いたしました令和4年の内閣府の調査によれば、ひきこもり状態になったきっかけは退職だと答えた方が比較的多く、社会に出て就労を経験した後、何らかの事情でひきこもり状態になった方が少なくないところでございます。

人手不足などにより職場環境の厳しさが増している現状を踏まえますと、ひきこもりはごく限られた人の問題ではなく、誰もが、いつでもなり得るもので、自分や家族も決して無関係ではないことを様々な機会に伝えていくことが、正しい認識のためには有効であると考えております。

○議長（福居秀雄） 中村みなこ議員。

○中村みなこ議員 様々な機会に伝えていくとありましたが、様々な機会が全くもって不明です。しかも、ひきこもりが、誰もが、いつでもなり得る状態だということを伝えるだけでは不十分ではないでしょうか。ひきこもりとは、その人の特性ではなく、あくまでも状態であり、大変な生きづらさを抱えている方たちなのだということ、そういう理解を広げる必要があるのではないかでしょうか。

厚生労働省が広報事業として運営するウェブコミュニティーで、ひきこもりVOICE STATIONがあります。地域社会におけるひきこもりの理解を深めるためのプラットフォームです。このひきこもりVOICE STATIONの周知の推進はすぐに取り組めると思いますので、ぜひ御検討いただきたいと思います。

それから、三重県いなべ市では、ひきこもり支援センター瑠璃庵があります。幼稚園だった建物を活用し、ひきこもりの方がいつでも集まれる居場所として、重層的支援体制整備費を活用して運営されていますが、視察に行ったときには、週に一度のるりカフェが開催されていて、地域の皆さんにモーニングセットを300円で提供する日でした。スタッフにサポートされながら、ひきこもりの方がモーニングセットの給仕や会計をしていました。食後には、地域のおじいちゃんと20代のひきこもりの方が将棋をし始める場面も見ることができました。

ひきこもりの方には、社会とつながる機会、自信を取り戻す機会となっており、地域の方にとつては、ひきこもりの人への偏見やマイナスイメージを払拭してもらえる地域共生型の居場所、取組であり、参考にしていただきたいと思います。

そう考えると、本市には、自立サポートセンターで網羅してしまうのではない、ひきこもりに特化した施設が必要だと考えます。ひきこもりは、個人の問題ではなく、社会の問題であり、だからこそ国も力を入れているわけです。

本市の約3千600人の当事者とその家族に届く支援体制が必要です。今後のひきこもり支援についての見解を伺います。

○議長（福居秀雄） 福祉保険部長。

○福祉保険部長（川邊 仁） 本市では、現状、ひきこもり支援に特化した相談体制ではなく、人材や担い手の確保などに課題もあるところですが、地域まるごと支援員によるアウトリーチ活動などをはじめとする様々な取組により、これまでには、個別制度のはざまに埋もれてきた方々、自ら誰にも相談できず孤立していた方々と、徐々に結びつきができたものと考えております。

ひきこもり当事者やその家族が孤立せず、より身近なところで相談ができ、必要な支援が受けられる環境づくりに向けて、引き続き、今後とも努力を続けてまいります。

○議長（福居秀雄） 中村みなこ議員。

○中村みなこ議員 努力としかお答えいただけないことは大変残念です。本市でのひきこもり支援は全く不十分だとしっかり認識していただきたいと思います。

見えない、実態も分からない、手厚い支援をしてもどこかにその効果が見えるものでもない。8050問題ですと、複雑化、長期化することも多く、伴走支援も長期化します。その人の生きづらさに寄り添い、少しでもその人らしく生きていけるようにするためにどう臨むのか、そこに本気で向き合ってどう取り組むのか、市の姿勢が問われていると考えます。

まずは、ひきこもり支援という看板を前面に掲げ、安心して相談でき、居場所となり、活動できる機関と体制を整備し、しっかり寄り添い、伴走する支援体制の確立を進めていただきたいと思います。

最後に、先ほどのAさんのその後です。

親も生活が立ち行かなくなり、勇気と気力を振り絞ってハローワークに行き始めたそうですが、なかなか就労はうまくいきません。そんな中、ハローワークの顔なじみになった職員さんが、生活

と健康を守る会とSOSネットワークのチラシをくれたそうです。それを見てやっと支援団体につながって、徐々にひきこもりから脱出できたそうです。たまたま手にした情報で抜け出せたわけですが、Aさんは、もっと早く知りたかった、出会いたかったと言います。今は、生活保護を受けながらも、信頼できる仲間の中で、無理のない範囲での仕事をしながら、しかも、自分の得意なことを生かした活動にも携わっているAさんです。Aさんは、青春時代なんて自分には来ないとと思っていた、でも、今が私の青春時代、もう10年も続いているよと笑顔で話してくれました。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（福居秀雄） 以上で、中村みなこ議員の質問を終了いたします。

（中村みなこ議員、議員席に着席）

---

○議長（福居秀雄） 本日の会議は、以上で終わりたいと思います。

なお、明日、本日に引き続き午前10時から会議を開きますので、定刻までに御参集願います。

明日の議事日程は、本日の続行であります。

それでは、本日の会議は、これをもって散会いたします。

---

散会 午後3時39分

以上のとおり会議のてんまつを記載し、その  
相違ないことを証するため、ここに署名する。

旭川市議会議長

署名議員

署名議員